

豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(案)

平成 26 年 3 月

豊 明 市

目次

はじめに

第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけと役割	2
第3節	計画の骨子	3

第1章 ごみ処理に関する基本的事項の整理

第1節	ごみ排出の現況	6
1.	ごみの発生・排出に関する定義	6
2.	ごみの分別種類	7
3.	ごみ処理フロー	8
4.	ごみ排出量の実績	10
1)	種類別排出量	10
2)	排出形態別排出量	11
3)	収集形態別排出量	12
4)	ごみ排出量原単位	13
5)	ごみ排出量原単位の他都市との比較	14
第2節	ごみの性状	15
第3節	ごみの発生排出抑制・再利用の現況	19
1.	発生排出抑制・再利用の取組み	19
2.	発生排出抑制・再利用の実績	21
1)	資源ごみ分別収集及び拠点回収	21
2)	集団回収	23
3)	生ごみ堆肥化	24
4)	啓発事業	27
5)	中間処理施設における資源回収	29
6)	資源化量及び資源化率	30
第4節	収集運搬の状況	31
1.	計画収集区域	31
2.	収集運搬システム	32
第5節	中間処理の状況	33
1.	施設の概要	33

2.	焼却処理	34
3.	焼却以外の中間処理	35
第6節	最終処分の状況	36
第7節	ごみ処理体制の状況	37
1.	運営管理体制	37
2.	ごみ処理費用	39
3.	温室効果ガス排出量	40
第8節	関係市町村等の動向	41

第2章 ごみ処理に関する課題の整理

第1節	ごみ処理の現況評価	42
1.	現行計画の目標達成状況	42
2.	施策の実施状況の課題	44
3.	アンケート調査結果からの課題	46
4.	類似市町村との比較評価	48
第2節	ごみの減量・リサイクルの推進	49
1.	発生抑制（リデュース）	49
2.	再使用（リユース）	50
3.	再生利用（リサイクル）	50
第3節	ごみの適正処理の推進	52
1.	収集・運搬システムに関する事項	52
2.	中間処理・最終処分に関する事項	52
3.	その他適正処理システムに関する事項	53
第4節	低環境負荷で快適・効率的なシステムの構築	54
1.	環境への配慮	54
2.	計画推進のための組織の充実	54
3.	施設建設計画及び資金運用	54
4.	新たにごみ処理体制の検討	54

第3章 ごみ処理量の推計

第1節 人口推計	55
第2節 ごみ排出量推計	56
1. 家庭系ごみ排出量	56
2. 事業系ごみ排出量	57
3. 総排出量	58

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針	59
1. 基本理念	59
2. 基本視点	59
3. 基本方針	60
4. 計画期間	61
5. 計画処理区域	61
6. 処理主体	61
7. 将来ごみ処理フロー	62
第2節 基本目標	63
第3節 基本計画	64
1. リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進	64
1) 発生抑制（リデュース）	64
2) 再使用（リユース）	66
3) 再生利用（リサイクル）	67
2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施	69
1) 収集・運搬システムの適正化	69
2) 中間処理システムの適正化	69
3) 最終処分システムの適正化	70
4) その他の処分システムの適正化	71
3. 環境に配慮した適正で効率的なごみ処理社会の構築	72
1) 環境保全の監視	72
2) 計画推進・管理システムの効率化	73
第4節 計画の推進	74

第5節 目標達成ケースの将来予測.....	75
1. 推計ケース	75
2. 目標の設定根拠	75
3. 目標達成ケースのごみ排出量・処理量の見込み.....	76

資料編

・地域の概況	資-1
1. 豊明市の概要	資-1
2. 自然条件	資-2
3. 社会条件	資-3
4. 土地利用	資-11
5. 関連計画	資-13
・ごみ排出量の推計	資-20
1. 推計方法	資-20
2. 人口の予測	資-21
3. 現況推移ケースの予測	資-23
4. 目標達成ケースの予測	資-48
・アンケート調査結果	資-52
1. 調査概要	資-52
2. 調査結果	資-54

はじめに

第1節 計画策定の背景

清潔で快適な環境の中で文化的な生活することは、住民すべての願いです。その中でも、とりわけ環境衛生行政は、住民にとって一日たりとも欠くことのできない重要な施策です。

廃棄物処理の基本原則は無害化・安定化・減量化等の処理を行い、生活環境に支障のない形で社会経済活動へ資源として循環させ、最終的に地球環境に還元することです。

近年、我が国においては、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等が整備され、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に関する重要性が増し、処理体制も多様に変化しています。

さらに、平成25年4月1日には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、より一層、ごみの適正処理体制を整備することが必要となります。また、このような経緯から「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されています。

これらの法体系等のもと、ごみの発生排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルにおいて対応していく必要があります。

豊明市（以下「本市」）においては、ごみの分別回収、資源回収事業の実施や、生ごみ堆肥化事業によりごみの減量化・資源化を推進してきているところです。また、一般廃棄物の中間処理については他の市町と一部事務組合を構成し、適正処理を推進しています。

このような活動を推進してきたこともあり、本市の過去10年間のごみ排出量については減少傾向にあります。さらなる廃棄物の減量化・資源化は重要な課題といえます。

今回策定する「ごみ処理基本計画」は、変遷するごみ処理の現状をかんがみ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向け、必要となる施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

第2節 計画の位置づけと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定している一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを図1に示します。

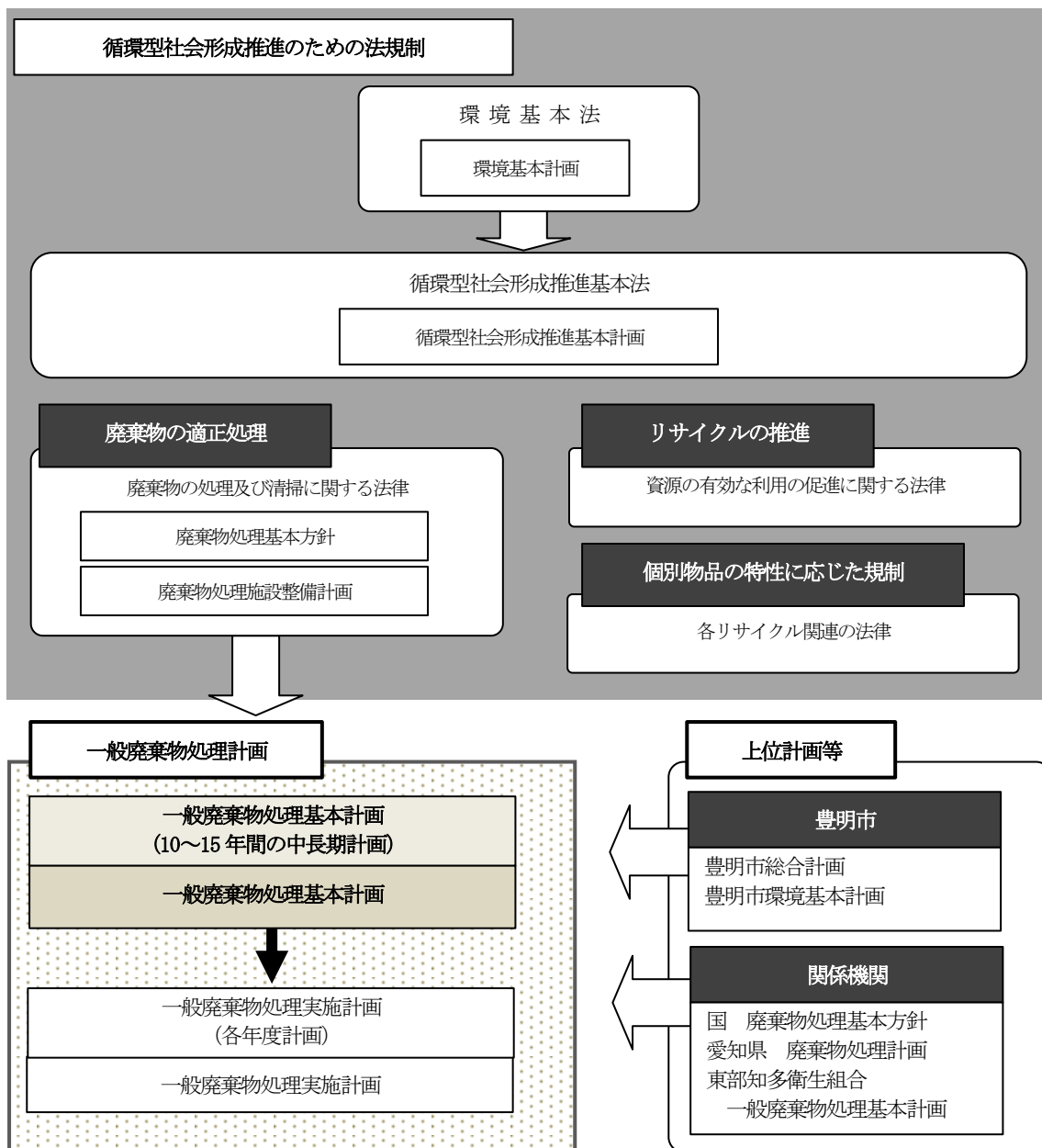


図1 本計画の位置づけ

第3節 計画の骨子

本計画の骨子を以下に示します。

基本理念	3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会
基本方針	1. リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進 2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施 3. 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築
計画期間	平成26～35年度（10年間）
計画処理区域	本市全域
基本目標	①ごみ削減率 10%以上減量（平成24年度比、1人1日あたりの排出量） ②資源化率 30%以上に向上（平成24年度の26%から） ③最終処分量 70%以上減量（平成24年度比）
ごみ排出量の見込み	・現状推移（総排出量：20,722t/年(H.24)⇒19,223t/年(H.35)） ・目標達成（総排出量：20,722t/年(H.24)⇒18,540t/年(H.35)）
目標達成管理指標	家庭系ごみ 707 g/人・日 (H.24)⇒ 632 g/人・日 (H.35) 事業系ごみ 123 g/人・日 (H.24)⇒ 122 g/人・日 (H.35) 資源化率(集団回収含む) (26% (H.24)⇒ 34% (H.35)) 最終処分量 2,158t/年(H.24)⇒ 608 t/日 (H.35)
基本施策	<p>1) 発生抑制（リデュース）</p> <p><市民></p> <p>1)-1：生ごみ堆肥化容器・処理機の使用 1)-2：EMIぼかしの利用 1)-3：エコ・クッキングの推進 1)-4：マイバックの持参 1)-5：過剰包装商品の購入自粛</p> <p><事業者></p> <p>1)-6：過剰包装商品の製造・販売自粛 1)-7：レジ袋有料化の実施 1)-8：事業系一般廃棄物減量化計画書の提出</p> <p><行政></p> <p>1)-9：ごみ処理の有料化検討 1)-10：生ごみ堆肥化容器・処理機の補助事業 1)-11：具体的な発生抑制につながるPR活動 1)-12：ITの活用による効果的な情報の提供 1)-13：環境教育の充実 1)-14：ごみ減量計画書の提出要請 1)-15：各種団体とのパートナーシップ</p> <p>リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進</p>

(つづき)

<p style="text-align: center;">基本施策</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進</p> <p>2) 再使用 (リユース)</p> <p><市民></p> <p>2)-1 : リサイクルショップ・ネットオークション等の活用</p> <p>2)-2 : 不用品登録制度の活用</p> <p><事業者></p> <p>2)-3 : 商品の長寿命化</p> <p><行政></p> <p>2)-4 : 市民参加型イベントの開催</p> <p>2)-5 : 不用品登録制度の推進</p> <p>3) 再生利用 (リサイクル)</p> <p><市民></p> <p>3)-1 : 資源ごみの分別徹底</p> <p>3)-2 : 生ごみの分別収集</p> <p>3)-3 : 子供会による集団回収への参加</p> <p><事業者></p> <p>3)-4 : 資源ごみ回収協力店による資源回収推進</p> <p><行政></p> <p>3)-5 : 資源ごみ分別方法の周知</p> <p>3)-6 : 行政回収団体及び子供会への支援</p> <p>3)-7 : 使用済小型家電のリサイクル</p> <p>3)-8 : 廃食用油のリサイクル</p> <p>3)-9 : 粗大ごみ解体による資源分別の継続</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施</p> <p>1) 収集・運搬システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>1)-1 : 収集・運搬方法の適正化</p> <p>1)-2 : 訪問指導の実施</p> <p>1)-3 : ごみステーションの適正な管理の促進</p> <p>1)-4 : 自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討</p> <p>2) 中間処理システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>2)-1 : 新たな中間処理施設の整備</p> <p>2)-2 : 中間処理に伴うエネルギー回収・利用</p> <p>2)-3 : 環境保全対策の継続</p> <p>3) 最終処分システムの適正化</p> <p><行政>0</p> <p>3)-1 : 適正な最終処分</p> <p>3)-2 : 新たな最終処分場の整備</p> <p>4) その他の処分システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>4)-1 : 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処</p> <p>4)-2 : 災害ごみの対応</p>

(つづき)

基本施策	<p>環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築</p> <p>1) 環境保全の監視</p> <p><市民></p> <p>1)-1 : ごみ問題への意識向上</p> <p>1)-2 : イベントや講演会への参加</p> <p>1)-3 : 530運動への参加</p> <p><行政></p> <p>1)-4 : 不法投棄防止のためのパトロールの実施</p> <p>1)-5 : 530運動の展開</p> <p>1)-6 : 地球温暖化防止への配慮</p> <p>2) 計画推進・管理システムの効率化</p> <p><行政></p> <p>2)-1 : 行政関連部署との連携</p> <p>2)-2 : 拡大生産者責任の導入促進</p> <p>2)-3 : 全体としての調整役の推進</p> <p>2)-4 : 財政支出の合理的運用</p> <p>2)-5 : 新たなごみ処理技術への対応</p>
------	--

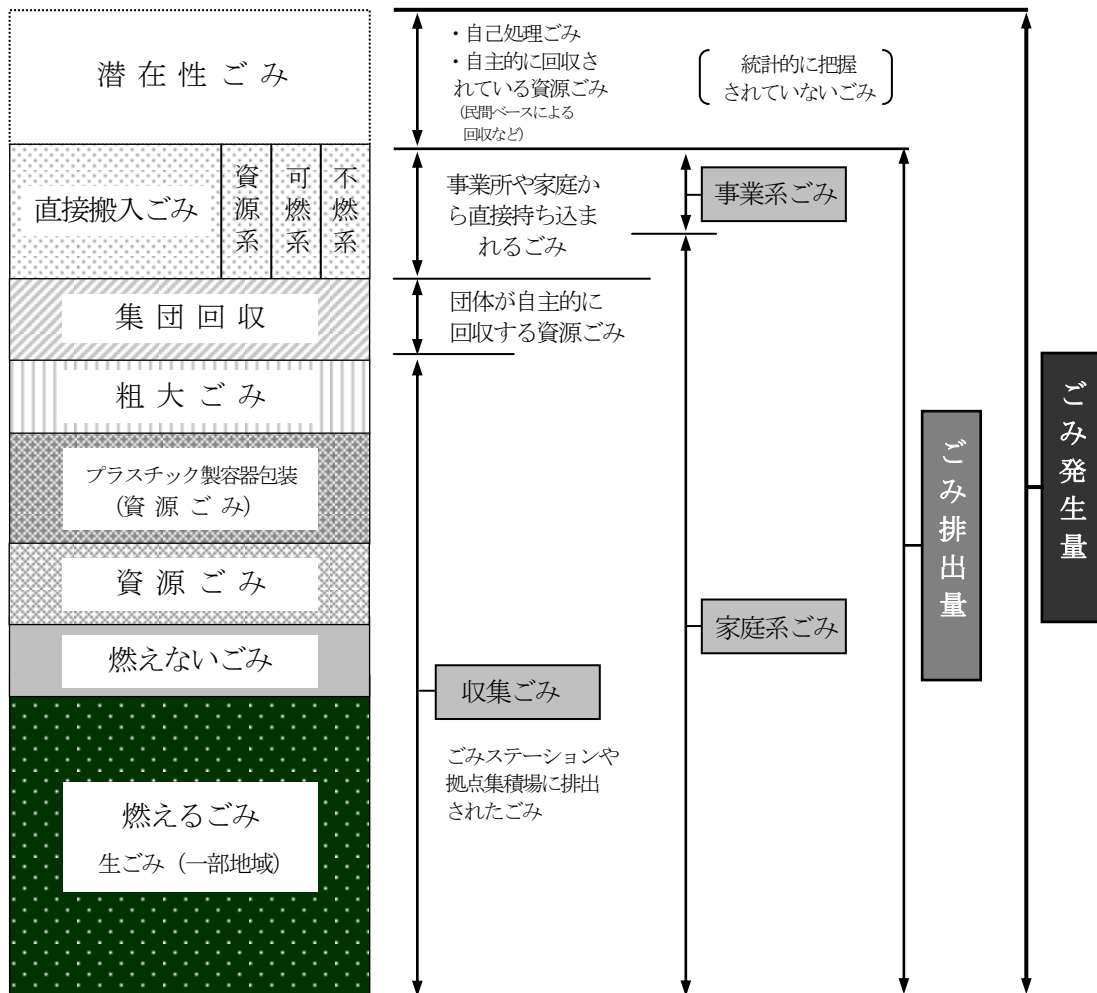
第 1 章 ごみ処理に関する基本的事項の整理

第1節 ごみ排出の現況

1. ごみの発生・排出に関する定義

図1-1にごみの発生・排出に関する定義を示します。本計画では、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、住民の生活や事業活動などによって発生するすべての不用物を「ごみ発生量」とし、その中で、自主的な資源回収や自己処理されているごみ（潜在性ごみ）を除いた量、すなわち統計的に把握されている量を「ごみ排出量」とします。

排出されたごみのうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」とし、市が収集したごみを「収集ごみ」（資源回収団体が自主的に回収するごみを除く）とします。また、事業所などから直接搬入されたものを「事業系ごみ」とします。



注) 不用となった家電4品目、建築廃材、自動車等は市では収集せず、専門店・専門業者が回収・再商品化

図1-1 ごみの発生・排出に関する定義

2. ごみの分別種類

平成25年4月1日現在のごみの分別区分を表1-1に示します。

表1-1 ごみの分別区分

区分		種類	備考
燃えるごみ		台所ごみ、はきもの・革・ゴム製品、プラスチック製品、木・竹類、じゅうたん・ふとん類、紙製品、紙おむつ、食品の付着のある紙箱類、など	○赤色透明の指定袋に入れる ○生ごみの水気は切って出す ○長い枝木などは直径10cm、長さ60cm未満に切って指定袋に入れる、もしくははひもなどで束ねる。
燃えないごみ		ガラス製品、金属製品、電化製品、アルミホイル製品、陶磁器類、使い捨てライター	○無色透明の指定袋に入れる ○包丁・カミソリ等の危険なごみは紙に包んで出す
資源ごみ	紙・布類・紙製容器包装	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、衣類、紙製容器包装	○それぞれ種類別に分けて、紐でしばって出す ○布類は濡らさないように透明のビニール袋に入れて出す ○紙製容器包装の大きいものは紐で縛り、細かいものは紙袋に入れて出し、紙袋は口が開かないよう縛る ○写真・感熱紙・シール・テープ・紙コップ等は燃えるごみへ出す
	金属類	スチール類	○空缶はつぶさずに出す ○ビンなどの銀キャップ・アルミホイル製品等は燃えないごみへ出す
		アルミ類	
	ビン類	有料ビン（リターナブルビン）	○ビンのフタは取って水洗いして出す ○割れたりひびの入ったビンはその他のビンの方へ出す ○中身を除去するのが困難なものや軟膏など陶磁器と見分けがつかないビン・鏡・板ガラス・耐熱ガラス・コップ・蛍光灯・電球は燃えないごみへ出す
		その他のビン（カレット）	
	ペットボトル	PET ボトルマークのついているボトル	○中は軽く水洗いし、キャップとラベルをはずして、足で踏みつぶして出す ○めんつゆ、ノンオイルドレッシングの容器も該当
	乾電池	-	○そのままカゴに入れて出す
小型家電・パソコン	-	○拠点回収のみ（3箇所）	
プラスチック製容器包装		ボトル類、カップ・パック類、ポリ袋類、トレイ類、網・ネット類、緩衝材類、フタ類	○青色透明の指定袋に入れる ○食物の付着や汚れは洗って出す ○濡れたものは乾かして出す ○ボトルなどのフタは取り外して出す ○マヨネーズなどのチューブ類、ラップ類は燃えるごみで出す
粗大ごみ		縦・横・高さのいずれか1辺の長さが60cm以上のもの、大きさにかわらず粗大ごみとなるもの（オーブンレンジ、電子レンジ、石油ストーブ、ガスストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター、複写機、物干し台）	○粗大ごみ1個・1セットにつき1枚1,000円の「粗大ごみ処理券」を貼って出す ○家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）及びパソコンは対象外
生ごみ（一部地域）		-	○豊明団地の一部、三崎区、ゆたか台区、坂部区、前後区、西川区、吉池区、中島区
廃食用油		植物性の油	○拠点回収のみ（3箇所） ○動物性の油は回収していない ○回収場所に置いてある専用の容器に入れるか、ペットボトルに入れて出す
インクカートリッジ		-	○市役所環境課前回収ボックス

注) 家庭からでる一時多量ごみは、東部知多クリーンセンターへ直接搬入もしくは許可業者を利用
 プロパンガス・ボンベ、タイヤ、バッテリー、消火器、塗料・薬品、家電リサイクル法対象品、自動二輪車は回収しない
 事業系ごみは収集しない（許可業者、センター直接搬入）
 拠点回収場所・・・豊明市清掃事務所、榊中西、豊明市役所正面駐車場

3. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（ごみや資源の流れ）を図1-2に示します。

○燃えるごみ

家庭及び事業所（公共施設含む）から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で、事業所から排出されるものは許可業者による収集もしくは直接搬入で、東部知多クリーンセンターへ搬入し、焼却処理します。

○燃えないごみ

家庭及び事業所（公共施設含む）から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で東部知多クリーンセンターへ搬入し、破碎処理します。なお、破碎処理後、焼却・埋立・再資源化するものに選別しています。

事業所から排出されるものは事業者自らの責務として許可業者による収集及び処分を義務としています。

○資源ごみ・プラスチック製容器包装

家庭から排出されるものについて、ステーション方式による収集で回収しており、各種リサイクル業者に搬入し、資源化しています。紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトルは（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じた指定法人ルートにより資源化しています。

なお、資源ごみは回収量に応じて区・町内会に奨励金（資源売却金額を含む）を交付しています。

○粗大ごみ

各家庭からの申込みに応じて戸別収集しています。

可燃性粗大は、燃えるごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて焼却処理します。

不燃性粗大は、燃えないごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて破碎処理します。

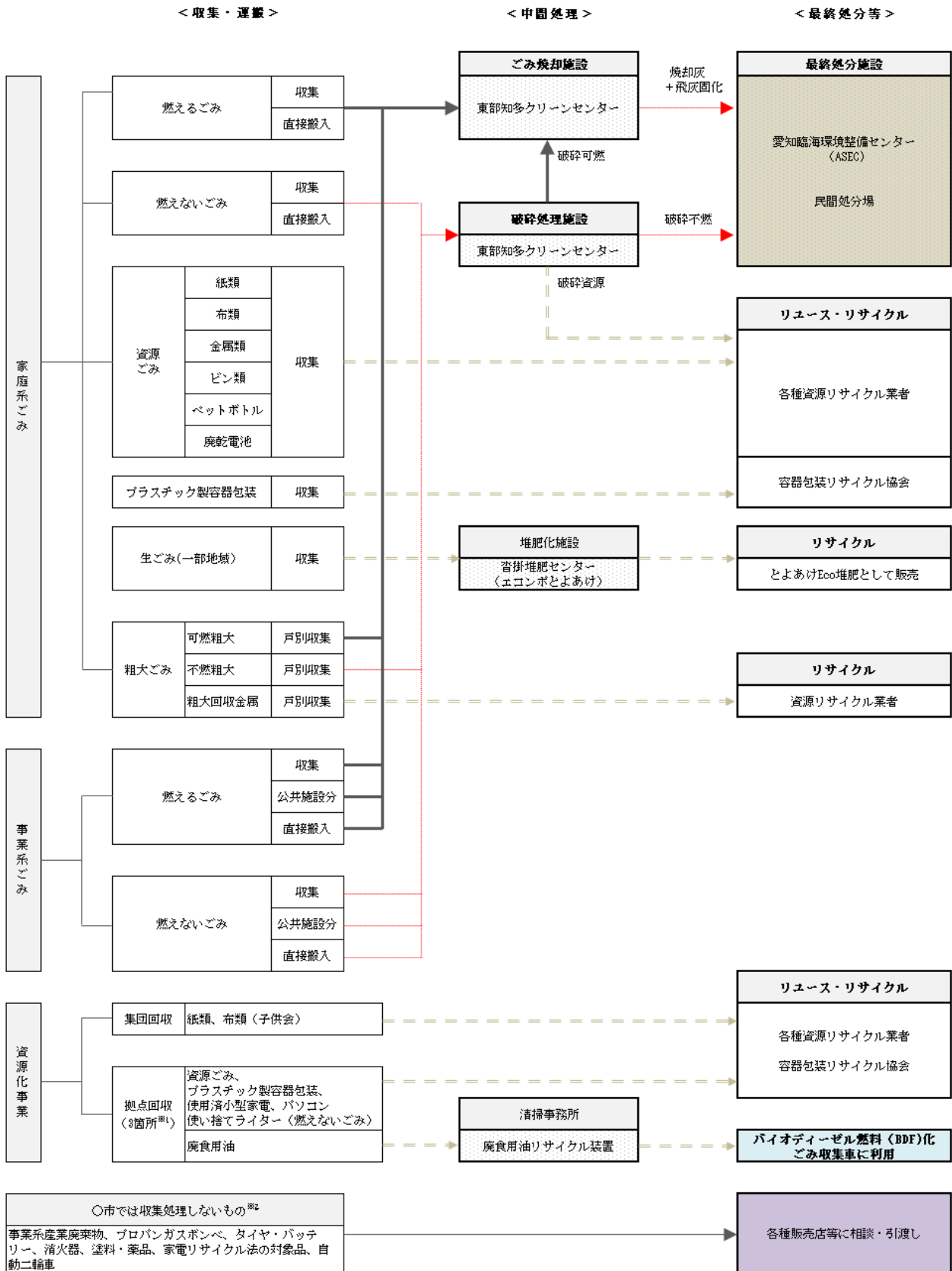
粗大回収金属は、リサイクル業者へ搬入し、資源化しています。

○生ごみ

一部地域において家庭から排出される生ごみの分別収集を実施しています。収集された生ごみは沓掛堆肥センター（愛称エコポとよあけ）にて堆肥化しています。

○資源化事業

子供会において、紙類、布類の集団回収を実施しています。また資源ごみを直接持ち込める拠点を市内に3箇所設置しており、平成20年度から廃食用油の回収を、平成24年度からは小型家電の拠点回収をそれぞれ開始しているほか、平成25年度からはパソコンの拠点回収も開始しています。また、市役所環境課前にてインクカートリッジの回収ボックスを設けています。



※1 拠点回収・・・豊明市清掃事務所、榑中西、豊明市役所正面駐車場の3箇所
使い捨てライターは豊明市清掃事務所でのみの回収
※2 豊明市役所にてインクカートリッジの回収を実施

図 1 - 2 ごみ処理フロー

4. ごみ排出量の実績

1) 種類別排出量

本市のごみ排出量の実績を図1-3、表1-2に示します。平成24年度のごみ総排出量は20,722tです。ごみの種類別では、燃えるごみが最も多く14,889t(72%)、次に資源ごみが4,143t(20%)、プラスチック製容器包装が716t(3%)、燃えないごみが579t(3%)、生ごみ291t(1.4%)、粗大ごみ85t(0.4%)、使用済小型家電19t(0.1%)の順となっています。

経年変化を見ると、いずれのごみも減少傾向にあります。例外的に生ごみは平成18・19・20年度にそれぞれ回収地区を増やしたことから増加しています。

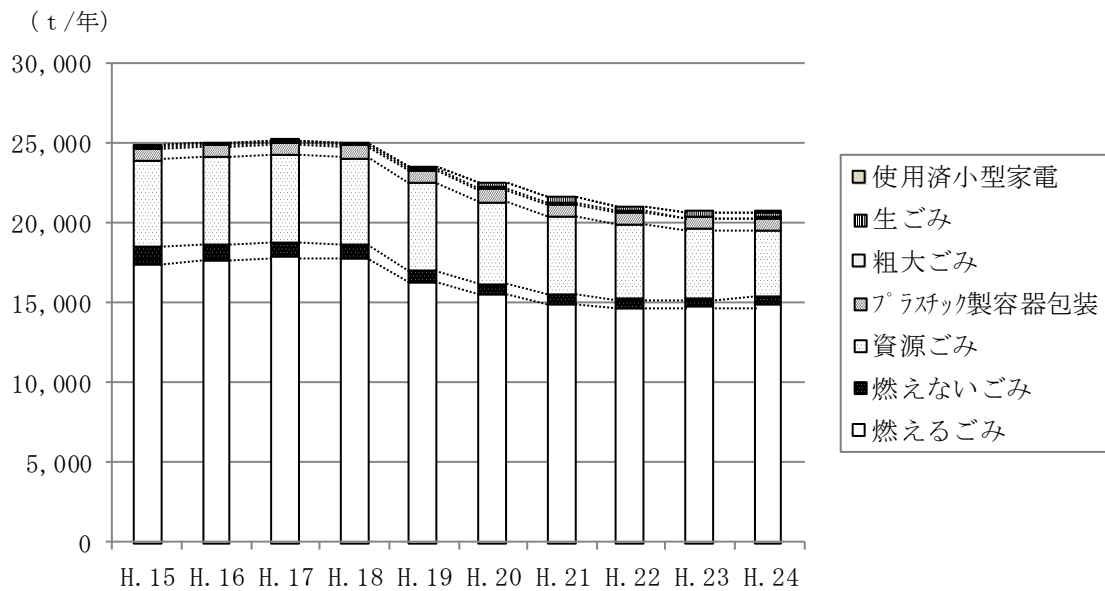


図1-3 ごみ排出量の実績

表1-2 ごみ排出量の実績

年度	燃えるごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	プラスチック製容器包装 (t)	粗大ごみ (t)	生ごみ (t)	使用済小型家電 (t)	合計 (t)
H.15	17,402	1,105	5,488	736	136	112	-	24,979
H.16	17,671	1,015	5,479	722	112	96	-	25,095
H.17	17,900	918	5,493	735	102	94	-	25,243
H.18	17,793	859	5,474	753	98	83	-	25,060
H.19	16,324	725	5,485	789	100	180	-	23,603
H.20	15,573	623	5,164	781	116	329	-	22,587
H.21	15,001	584	4,893	748	106	369	-	21,702
H.22	14,706	565	4,680	738	91	305	-	21,086
H.23	14,764	569	4,339	733	90	298	-	20,792
H.24	14,889	579	4,143	716	85	291	19	20,722

注) 平成15~17年度は許可業者自社処理分を含みます

2) 排出形態別排出量

ごみの排出形態別排出量を図1-4、表1-3に示します。平成24年度における家庭系ごみは17,652t (85%)、事業系ごみは3,070t (15%)です。

経年変化を見ると、家庭系ごみと事業系ごみの構成割合は平成20年度以降一定割合になっており、本市のごみは家庭系ごみが約85%を占めています。

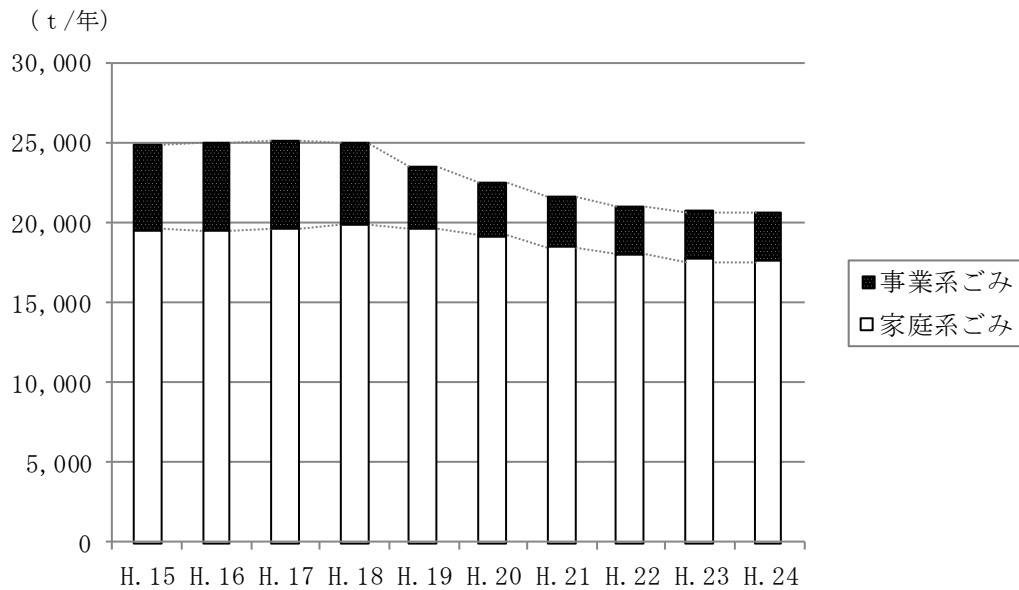


図1-4 ごみ排出形態別排出量の推移

表1-3 ごみ排出形態別排出量の推移

年度	家庭系ごみ (t)	事業系ごみ (t)	合計 (t)	家庭系：事業系 構成割合
H. 15	19,595	5,384	24,979	78:22
H. 16	19,542	5,553	25,095	78:22
H. 17	19,673	5,570	25,243	78:22
H. 18	19,949	5,111	25,060	80:20
H. 19	19,633	3,970	23,603	83:17
H. 20	19,208	3,378	22,587	85:15
H. 21	18,530	3,172	21,702	85:15
H. 22	18,113	2,973	21,086	86:14
H. 23	17,771	3,021	20,792	85:15
H. 24	17,652	3,070	20,722	85:15

注) 平成15~17年度は許可業者自社処理分を含みます

3) 収集形態別排出量

ごみの収集形態別排出量を図1-5、表1-4に示します。平成24年度における収集ごみは19,612t (95%)、東部知多クリーンセンターへの直接搬入ごみは1,110t (5%)です。

経年変化を見ると、収集ごみと直接搬入ごみの構成割合は平成20年度以降一定割合になっており、本市のごみは収集ごみが約95%を占めています。

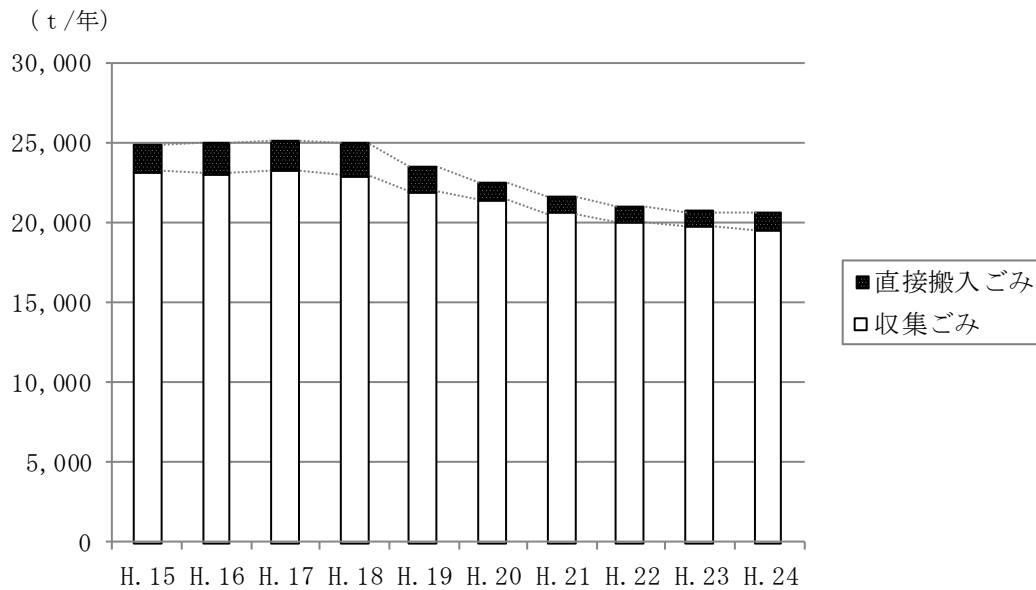


図1-5 ごみ収集形態別排出量の推移

表1-4 ごみ収集形態別排出量の推移

年度	収集ごみ (t)	直接搬入ごみ (t)	合計 (t)	収集：直接搬入 構成割合
H.15	23,168	1,811	24,979	93:7
H.16	23,096	1,999	25,095	92:8
H.17	23,267	1,976	25,243	92:8
H.18	22,964	2,096	25,060	92:8
H.19	21,940	1,663	23,603	93:7
H.20	21,401	1,186	22,587	95:5
H.21	20,633	1,069	21,702	95:5
H.22	20,039	1,047	21,086	95:5
H.23	19,768	1,024	20,792	95:5
H.24	19,612	1,110	20,722	95:5

注1) 収集量には集団回収量も含まれます

注2) 直接搬入量には公共施設排出量も含まれます

注3) 平成15～17年度の直接搬入ごみは許可業者自社処理分を含みます

4) ごみ排出量原単位

本市のごみ排出量原単位（一人一日あたりのごみ排出量）の実績を図1-6、表1-5に示します。平成23年度におけるごみ排出量原単位（集団回収含む）は831g/人・日であり、平成23年度における県平均974g/人・日（集団回収含む）よりも下回っています。

経年変化を見ると、家庭系原単位、ごみ総排出量原単位いずれも減少の傾向となっており、排出抑制が進んでいますが、これは県内・及び全国的な傾向です。

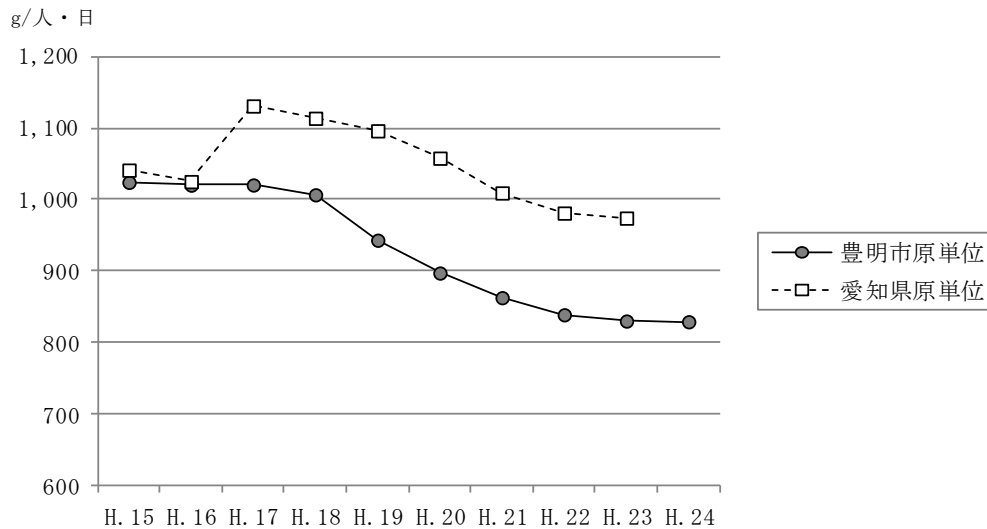


図1-6 ごみ排出量原単位の実績

表1-5 ごみ排出量原単位の実績

年度	家庭系ごみ原単位 (g/人・日)	ごみ総排出量原単位 (g/人・日)	愛知県平均ごみ排出量原単位 (g/人・日)
H. 15	804	1,024	1,041
H. 16	795	1,021	1,025
H. 17	796	1,021	1,131
H. 18	802	1,007	1,114
H. 19	785	944	1,096
H. 20	764	898	1,058
H. 21	737	863	1,010
H. 22	721	840	981
H. 23	710	831	974
H. 24	707	830	—

注) 愛知県平均は環境省の一般廃棄物処理実態調査結果を使用
算出に用いた人口は、各年10月1日値

5) ごみ排出量原単位の他都市との比較

ごみ排出量原単位（集団回収含む）及び家庭系ごみ排出量原単位の他都市との比較を表1-6に示します。本市のごみ排出量原単位は県平均よりは低く、家庭系ごみ排出量原単位も県平均より低いレベルにあります。

表1-6 愛知県内市町村のごみ排出量原単位（平成23年度）

原単位：g/人・日

	1,000以上		800以上1,000未満			800未満		
	ごみ総排出量原単位	飛島村	1,788	名古屋	995	一宮	905	扶桑
南知多		1,606	安城	983	東郷	904	清須	776
美浜		1,329	東海	971	豊田	904	あま	770
豊山		1,272	知立	971	津島	902	豊根	765
蒲郡		1,209	高浜	959	阿久比	888	大治	724
大口		1,130	みよし	956	犬山	879	幸田	723
常滑		1,127	春日井	945	新城	874		
豊川		1,117	尾張旭	942	稲沢	873		
豊橋		1,101	小牧	934	豊明	857		
碧南		1,100	蟹江	933	設楽	839		
田原		1,066	瀬戸	932	東浦	832		
半田		1,060	知多	922	江南	826		
西尾		1,058	名古屋	921	愛西	823		
武豊		1,050	長久手	918	東栄	809		
刈谷		1,041	日進	917	弥富	803		
岡崎		1,032	大府	908	岩倉	801	愛知県平均	974

	1,000以上		700以上800未満			700未満		
	家庭系ごみ排出量原単位	飛島村	1,306	知多	788	名古屋	746	岩倉
			瀬戸	779	知立	736	清須	694
			碧南	779	大府	735	小牧	689
			西尾	777	豊明	734	津島	683
			田原	776	東栄	731	江南	681
			蟹江	773	設楽	730	弥富	671
			春日井	768	安城	730	長久手	668
			豊山	765	一宮	723	豊田	666
			東郷	760	東海	722	犬山	657
			阿久比	756	豊根	714	扶桑	639
			日進	752	稲沢	713	大治	631
			名古屋	752	みよし	710	あま	626
			岡崎	752	新城	710	幸田	603
			刈谷	750	東浦	709		
			尾張旭	750	高浜	707	愛知県平均	745

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注）環境省実態調査結果のごみ量を住民基本台帳の10月1日現在の人口（外国人を含んでいない人口）で除したものです。
このため、本市集計のごみ量に対して外国人人口を含んだ人口で除した前ページとは数値が若干異なります。

第2節 ごみの性状

東部知多衛生組合におけるごみ質分析結果を図1-7、表1-7に示します。ごみの三成分は平成23年度において、水分44.5%、可燃分48.4%、灰分7.1%であり、低位発熱量は2,172kcal/kgとなっています。経年変化をみると、三成分は横這いとなっており、低位発熱量は多少のばらつきはあるものの、概ね2,200kcal/kg前後で推移しています。

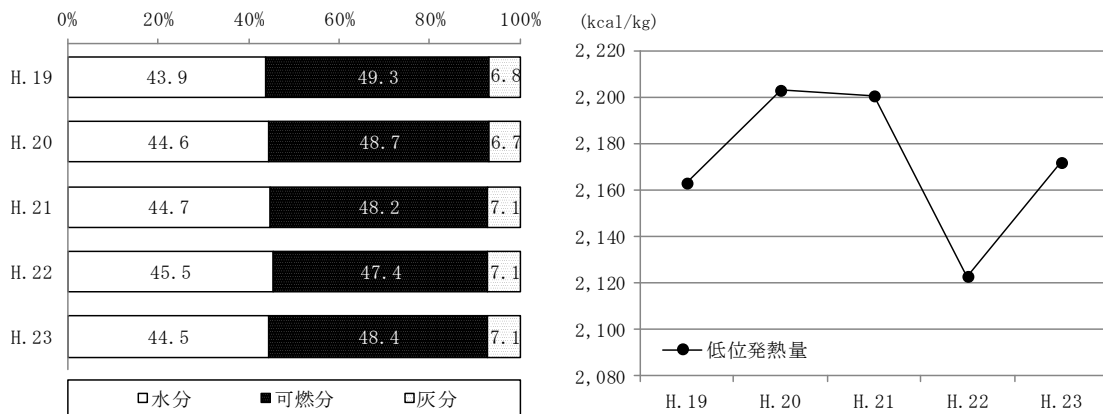


図1-7 可燃ごみのごみ質分析結果

表1-7 可燃ごみのごみ質分析結果

年度	三成分 (%)			低位発熱量 (kcal/kg)
	水分	可燃分	灰分	
H. 19	43.9	49.3	6.8	2,163
H. 20	44.6	48.7	6.7	2,203
H. 21	44.7	48.2	7.1	2,201
H. 22	45.5	47.4	7.1	2,123
H. 23	44.5	48.4	7.1	2,172

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

また、本市では、毎年可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の組成調査を実施しています。

過去5年間の可燃ごみの組成を図1-8、表1-8に示します。平成24年度における可燃ごみの組成割合は可燃ごみが最も多く60.1%を占めているものの、可燃ごみ以外でみると、資源化が可能な手をつけている生ごみが最も高く、22.5%を占めています。また、資源として分類されるものも12.5%含まれていますが、経年的に減少傾向にあります。

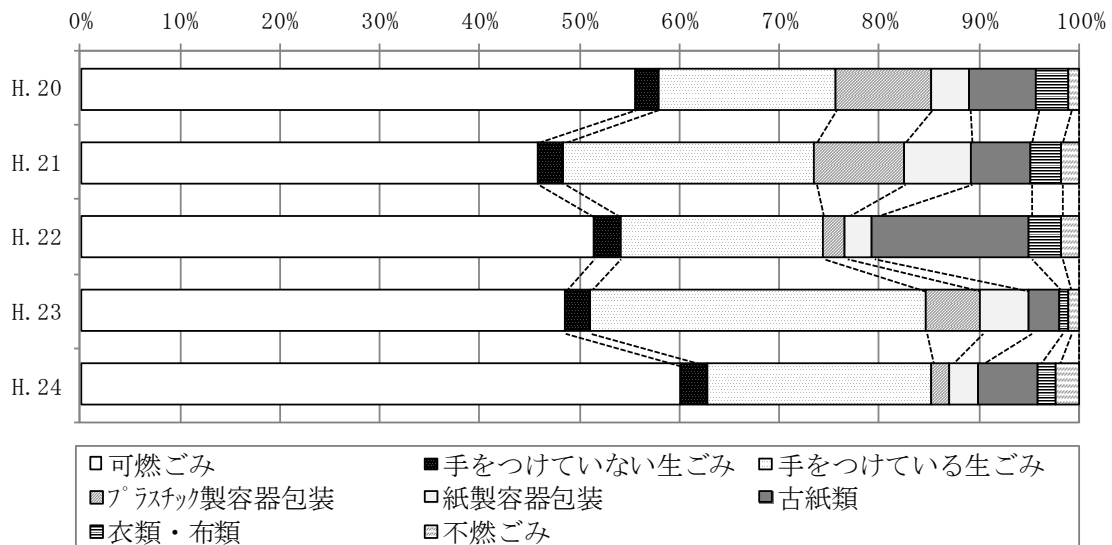


図1-8 可燃ごみの組成調査結果の推移

表1-8 可燃ごみの組成調査結果の推移

分類\年度	H. 20 (吉池区)		H. 21 (東脊掛区)		H. 22 (西川区)		H. 23 (桶狭間区)		H. 24 (二村台1区)		
	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	
可燃ごみ	可燃ごみ	291	54.8	137	45.8	111.4	51.6	87.6	48.5	87.4	60.1
	手をつけていない生ごみ	12	2.3	8	2.7	5.6	2.6	4.6	2.5	4	2.8
	手をつけている生ごみ	92	17.3	75	25.1	43.8	20.3	60.8	33.7	32.6	22.5
	小計	395	74.4	220	73.6	160.8	74.5	153	84.7	124	85.4
資源ごみ	プラスチック製容器包装	50.4	9.5	27	9	5	2.3	10	5.5	2.6	1.8
	紙製容器包装	19.8	3.7	20	6.7	5.8	2.7	8.8	4.9	4	2.8
	牛乳パック	2.6	0.5	3	1	0.6	0.3	0.6	0.3	0.2	0.1
	新聞	10	1.9	7	2.3	7.6	3.5	1.4	0.8	1.4	1
	雑誌	18	3.4	0	0	23.2	10.8	2.9	1.6	4.5	3.1
	ダンボール	4.8	0.9	8	2.7	2.6	1.2	0.6	0.3	2.8	1.9
	衣類・布類	16.8	3.2	9	3	6.6	3.1	1.6	0.9	2.6	1.8
	ペットボトル	2.6	0.5	0	0	13本	-	6本	-	5本	-
	アルミ	2.2	0.4	0	0	-	-	缶2本	-	-	-
	スチール	2.4	0.5	0	0	缶2本	-	缶1本	-	-	-
	ビン	2.8	0.5	0	0	小3本	-	-	-	1本	-
小計	132.4	25	74	24.7	51.4	23.9	25.9	14.3	18.1	12.5	
不燃ごみ	不燃ごみ	4	0.8	5	1.7	3.6	1.7	1.6	0.9	3	2.1
禁忌品	乾電池	-	-	-	-	-	-	9本	-	-	-
	ライター	-	-	-	-	-	-	2本	-	-	-
合計	531.4	100	299	100	215.8	100	180.5	100	145.1	100	

過去5年間の不燃ごみの組成を図1-9、表1-9に示します。平成24年度における不燃ごみの組成割合は不燃ごみが最も高く、83.4%を占めており、その内訳は廃家電が31.9%となっています。このうち、小型家電は平成24年度より資源として回収しているため、対象品の分別促進が必要となります。全体的には不燃ごみの中に、スチール、アルミ等資源として回収できるものがまだまだ含まれており、また、可燃ごみとして分別されるべきものも含まれています。

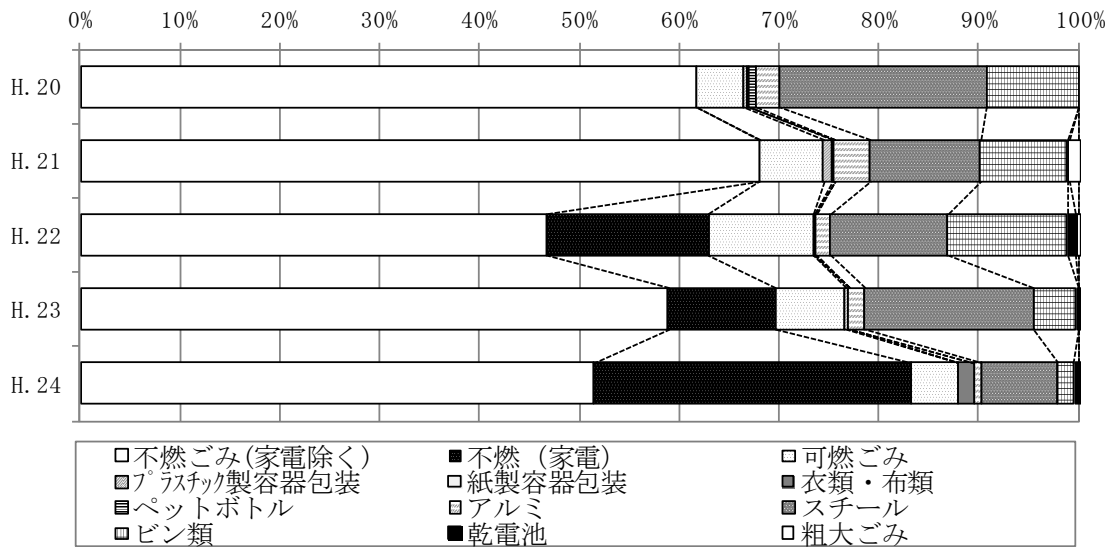


図1-9 不燃ごみの組成調査結果の推移

表1-9 不燃ごみの組成調査結果の推移

分類\年度	H. 20 (二村台4・7区)		H. 21 (ゆたか台区 ・間米区)		H. 22 (中島区)		H. 23 (西春掛区 ・勅使台区)		H. 24 (西区)		
	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	重量 (kg)	重量比 (%)	
不燃ごみ	不燃ごみ計	200.8	62.1	214	68.2	146.3	63	296.8	69.7	133.8	83.4
	不燃ごみのうち家電	-	-	-	-	37.6	16.2	45.4	10.7	51.2	31.9
可燃ごみ	可燃ごみ計	15.2	4.7	20	6.4	24.4	10.5	29.8	7	7.6	4.7
	可燃ごみのうち生ごみ	-	-	-	-	-	-	3個	-	0	-
資源ごみ	プラスチック製容器包装	1.5	0.5	3	1	0.3	0.1	1.7	0.4	21個	-
	紙製容器包装	0.3	0.1	0.5	0.2	0.3	0.1	0	-	0	-
	牛乳パック	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-
	衣類・布類	-	-	0.02	0	-	-	1つ	-	2.4	1.5
	ペットボトル	0.7	0.2	0.06	0	0.3	0.1	1本	-	1本	-
	アルミ	7.5	2.3	11	3.5	3.3	1.4	6.7	1.6	1.4	0.9
	スチール	67.8	21	35	11.2	27.4	11.8	72.2	16.9	12	7.5
	ビン類	29.5	9.1	27	8.6	27.6	11.9	18.3	4.3	2.6	1.6
乾電池	0.1	0	0.2	0.1	2.3	1	0.6	0.1	0.6	0.4	
	小計	107.4	33.2	76.78	24.6	61.5	26.4	99.5	23.3	19	11.9
粗大ごみ	粗大ごみ	-	-	3	1	0.3	0.1	0	-	0	-
	合計	323	100	314	100	232.5	100	426.1	100	160.4	100

過去5年間のプラスチック製容器包装の組成を図1-10、表1-10に示します。

平成24年度におけるプラスチック製容器包装の組成割合はプラスチック製容器包装適合品が最も高く、70.8%を占めていますが、残りの3割程は不適合品であり、汚れが付着しているため可燃ごみとなるプラスチック製容器包装や分類区分が違う資源等が含まれています。

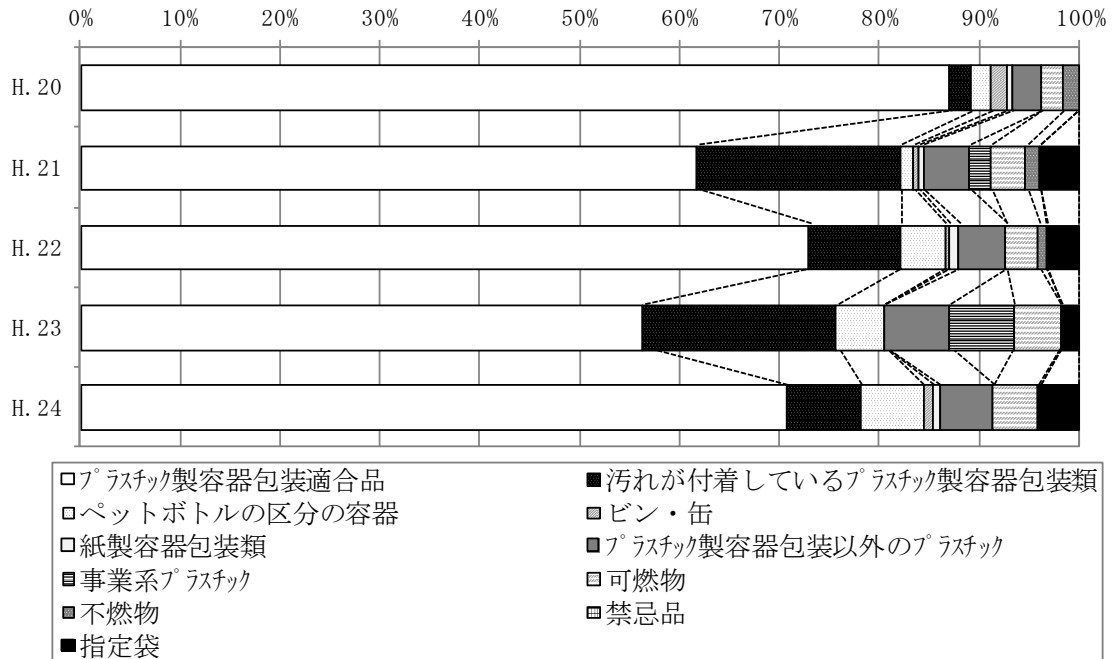


図1-10 プラスチック製容器包装の組成調査結果の推移

表1-10 プラスチック製容器包装の組成調査結果の推移

分類\年度	重量比(%)				
	H.20 (大根区)	H.21 (二村台3・5・6区)	H.22 (桜ヶ丘区)	H.23 (阿野区)	H.24 (三崎区)
プラスチック製容器包装適合品	87.2	61.9	73.1	56.5	70.8
汚れが付着しているプラスチック製容器包装類	2.2	20.3	9.1	19.4	7.5
ペットボトルの区分の容器	2.0	1.4	4.5	4.8	6.3
ビン・缶	1.5	0.5	0.5	-	1.0
紙製容器包装類	0.5	0.5	0.9	-	0.6
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	2.9	4.6	4.7	6.5	5.3
事業系プラスチック	0.0	2.1	-	6.5	0.0
可燃物	2.2	3.5	3.3	4.8	4.5
不燃物	1.5	1.4	0.8	-	0.1
禁忌品	-	0.1	-	-	0.1
指定袋	-	3.7	3.1	1.6	3.8
合計	100	100	100	100	100

第3節 ごみの発生排出抑制・再利用の現況

1. 発生排出抑制・再利用の取組み

ごみの発生排出抑制及び資源化のための主な取組みを表1-11に示します。

表1-11 排出抑制及び資源化への取組み

ごみ減量化の状況	開始時期	内容
資源回収奨励交付金の交付	昭和53年4月	回収量に応じ各種団体に交付
資源ごみ回収事業モデル地区開始	昭和53年7月	モデル地区（前後地区）を作り、8月から実施
530（ごみゼロ）運動実施	昭和54年5月	年2回（5月末、秋）
家庭系一般廃棄物収集一部委託開始（豊明団地）	昭和56年	
廃乾電池分別収集開始	昭和60年	委託処分
生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入者への補助	昭和61年4月	1世帯上限3,000円 （平成17年度をもって廃止）
くうかん鳥による空き缶回収事業開始	平成4年2月	補助券を交付し記念品と交換 平成14年3月末廃止
クリーンセンター見学会	平成4年	小学4年生全員を対象に実施
豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例同規則制定	平成5年3月	
EMボカシ無料配布	平成5年6月	もみ殻米ぬか糖蜜にEM菌（有効微生物群）を混ぜ合わせて乾燥発酵させたものを市内6ヶ所で無料配布
豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、同規則制定	平成8年12月	
ペットボトル分別収集開始	平成9年4月	平成9年4月容器包装リサイクル法施行
「ごみの分け方・出し方」パンフレット作成	〃	
廃棄物減量等推進員制度開始	〃	各町内2名の推進員を委嘱（任期2年間） （平成24年度末をもって廃止）
粗大ごみ戸別有料収集開始	平成9年7月	
リサイクル家具の無料配布を開始	平成9年11月	（平成17年度をもって廃止）
生ごみ堆肥化事業委託	平成10年	モデル地域（豊明団地の一部）で開始～平成13年度も同様、堆肥無料配布を年2回
生ごみ堆肥化事業モデル地区設定	平成11年	豊明団地・中ノ坪北・社 町内会にて開始
指定ごみ袋制度実施	平成11年7月	燃えるごみ、燃えないごみ12月に完全実施
生ごみ処理機及びその他堆肥化容器（ボカシ容器等）購入補助	平成12年4月	生ごみ処理機：購入費の1/2 上限25,000円、その他堆肥化容器：購入費の1/2 上限3,000円 （平成17年度をもって廃止）
生ごみ堆肥配布開始	〃	（平成19年度をもって廃止）
資源ごみ直接搬入施設設置	平成13年4月	市内に2ヶ所設置
家電4品目を粗大ごみの対象から除外	〃	平成13年4月家電リサイクル法施行

表1-11 排出抑制及び資源化への取組み（つづき）

ごみ減量化の状況	開始時期	内容
プラスチック製容器包装指定ごみ袋制度開始	平成13年10月	
紙製容器包装類分別収集開始	〃	月1、2回
プラスチック製容器包装ごみ分別開始	〃	月2回
不燃ごみ収集回数変更	〃	週1回から月2回に変更
プラスチック製容器包装ごみ収集回数変更	平成14年4月	週1回
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成15年2月	三崎全区の追加
紙製容器包装を指定法人ルート の回収に変更	平成15年4月	
パソコンを粗大ごみの対象から除外	平成15年10月	平成15年10月 資源有効利用促進法一部改正
電気冷蔵庫が家電リサイクル法の対象 品目に変更	平成16年4月	
市役所日曜日資源ごみ回収ステーション を開設	平成17年4月	第2、第4日曜日
アダプトプログラム※の実施	平成17年10月	アダプトプログラム実施要綱の制定
豊明市沓掛堆肥センター完成	平成18年3月	4月1日～稼働、 生ごみ処理機の補助廃止
事業系資源ごみ拠点回収開始	平成18年11月	第2、4水曜日（市商工会館）
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成19年2月	豊明団地21棟分
とよあけEco堆肥販売開始	平成19年7月	
廃食用油リサイクル装置購入	平成19年9月	
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成19年10月	ゆたか台区、坂部区、前後区
家庭系廃食用油の回収を開始	平成20年4月	場所：豊明市清掃事務所
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	平成20年10月	西川区、吉池区、中島区
家庭系廃食用油の回収場所の追加	平成21年4月	㈱中西及び日曜日資源ごみ回収ステーション （豊明市役所駐車場）の追加
プラスチック製容器包装の直接持込場 所を設置	平成22年12月	㈱中西
使い捨てライターの回収ボックスを設 置	平成23年1月	豊明市清掃事務所
インクカートリッジの回収ボックスを 設置	平成23年3月	市役所環境課前
使用済小型家電の回収を開始	平成24年4月	豊明市清掃事務所、㈱中西、及び日曜日資 源ごみ回収ステーション

※アダプトプログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

2. 発生排出抑制・再利用の実績

1) 資源ごみ分別収集及び拠点回収

本市においては、昭和50年代から資源ごみの分別収集を実施しており、資源ごみの回収を奨励するために、区・町内会ごとに収集量に応じて表1-12のとおり奨励金(資源化業者への売却金額含む)を交付しています。

また、平成9年4月よりペットボトル、平成13年10月にはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を実施しています。

表1-12 資源ごみ分別収集における奨励金単価(平成24年度)

紙類(1kg)		有料ビン(1本)		カレット(1箱)	
新聞	9.3円(5.3円)	一升びん	5円(2円)		36円(0円)
雑誌	7.7円(3.7円)	雑びん	5円(2円)	ペットボトル(1kg)	3円(0円)
ダンボール	10円(6円)	ビールびん	8円(5円)	廃乾電池(1本)	1円(0円)
紙製容器包装	4円(0円)			ビールの空きケース(1箱)	200円(200円)
牛乳パック	12円(5円)	金属類(1kg)			
布類(1kg)		スチール	12.3円(8.3円)		
衣類・布類	4円(0円)	アルミ	44円(40円)		

※()内は奨励金のうちの売却金額(4か月ごとに変更のため平均単価)。

なお、収集日に資源ごみを出せなかったときのために、表1-13に示すとおり拠点回収箇所を3箇所(豊明市清掃事務所、榊中西、豊明市役所正面駐車場)設置しています。

この拠点回収箇所では、資源ごみのほかに廃食用油及び使用済小型家電の回収も実施しているほか、平成25年6月よりパソコンの回収も始めています。

さらに、豊明市役所環境課では、販売店の回収となっていたインクカートリッジの回収ボックスを設け、平成23年3月より回収しています。

表1-13 資源ごみ拠点回収の概要

回収場所		回収日時	回収品目
拠点回収	豊明市清掃事務所	(月)~(金) AM9:00~PM:4:00	○資源ごみ対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電、パソコン ○使い捨てライター(不燃ごみ)
	榊中西	(月)~(金)、第1・3(土) AM8:30~PM:4:00	○資源ごみ対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電、パソコン ○プラスチック製容器包装
	豊明市役所正面駐車場	第2・4(日) AM9:00~PM:2:00	○資源ごみ対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電、パソコン
豊明市役所環境課前 回収ボックス		市役所開庁日	○インクカートリッジ

過去5年間の資源分別収集実績（拠点回収含む）を図1-11、表1-14に示します。
 実績をみると、人口の減少もあり資源全体の排出量が減少傾向にあります。

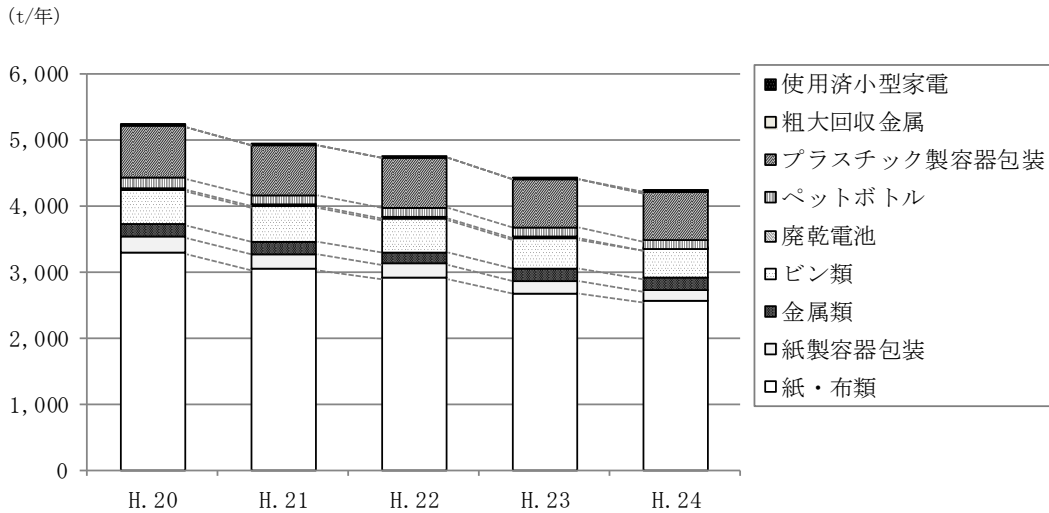


図1-11 資源ごみ分別収集量（拠点回収含む）の推移

表1-14 資源ごみ分別収集（拠点回収含む）の実績

年度	紙・布類 (t)	紙製容器包装 (t)	金属類 (t)	ビン類 (t)	廃乾電池 (t)	ペットボトル (t)	プラスチック製容器包装 (t)	粗大回収金属 (t)	使用済小型家電 (t)	合計 (t)
H. 20	3,291	224	191	526	26	152	781	18	-	5,208
H. 21	3,036	216	186	540	27	153	748	18	-	4,925
H. 22	2,907	199	182	504	25	153	738	16	-	4,725
H. 23	2,671	184	177	461	18	141	733	14	-	4,400
H. 24	2,542	171	177	436	17	134	716	13	19	4,226

2) 集団回収

本市においては、資源ごみの分別収集とともに、子供会による資源の集団回収を行っており、回収量に応じて奨励金を交付しています。

平成24年度現在における資源の集団回収品目及び奨励金単価は表1-15のとおりです。

表1-15 集団回収品目及び奨励金単価（平成24年度）

新聞	4円/kg	紙製容器包装	4円/kg
雑誌	4円/kg	牛乳パック	7円/kg
ダンボール	4円/kg	衣類・布類	4円/kg

また、集団回収量の実績を図1-12、表1-16に示します。

団体数は25～26団体と一定ですが、回収量は分別収集量と同様に年々減少傾向にあります。

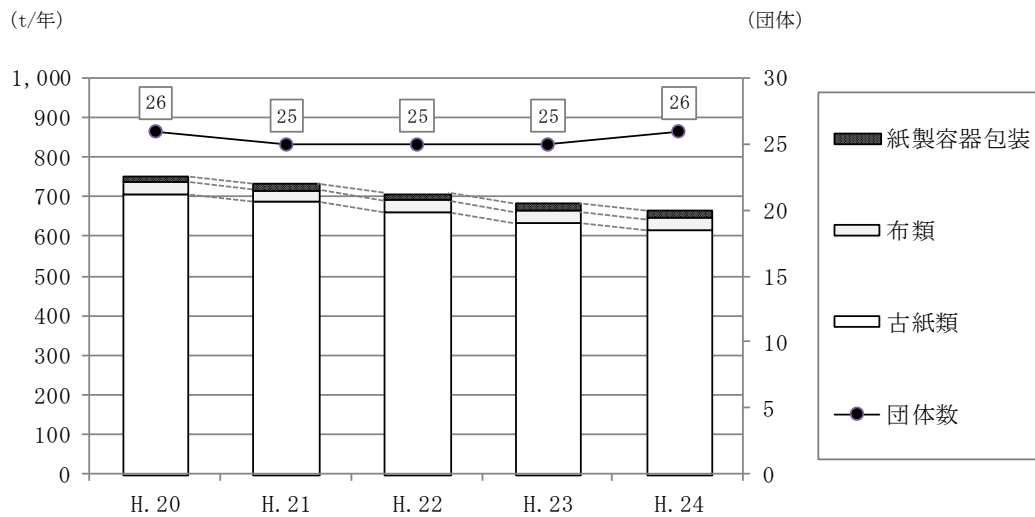


図1-12 集団回収の実績

表1-16 集団回収の実績

年度	回収量計 (t)	紙・布類			紙製容器 包装 (t)	奨励 金額 (千円)	団体数 (団体)
		(t)	古紙類 (t)	布類 (t)			
H. 20	755	741	709	33	13	3,034	26
H. 21	734	719	689	30	15	2,953	25
H. 22	710	693	662	31	17	2,856	25
H. 23	686	666	634	32	19	2,755	25
H. 24	666	647	616	31	19	2,677	26

※古紙類＝新聞紙＋ダンボール＋雑誌＋牛乳パック

3) 生ごみの堆肥化

○生ごみの分別収集

本市ではごみの減量のため、燃えるごみの中から生ごみだけを分別し、堆肥としてリサイクルする事業を平成10年度より豊明団地の一部でモデル事業として100世帯を対象に開始しました。その後、平成11年度には豊明団地11棟や三崎区の一部を加えて計830世帯に、平成14年度には三崎区全ての町内会を加え1,835世帯となり、平成18年度には沓掛堆肥センターが稼働開始するとともに豊明団地21棟分を加えて合計2,500世帯に、平成19年度にはゆたか台区・坂部区・前後区(約2,500世帯)、平成20年度には西川区・吉池区・中島区(約3,000世帯)を加えて、平成24年度現在の約8,000世帯に至っています。

排出方法は階段下や自転車置場に設けた大型バケツに出すバケツ出し方式(豊明団地の一部)と、生ごみを生分解性袋に入れてステーションに出す小出し袋方式(その他の地区)の2通りです。

現在、生ごみの収集を実施している地域は図1-13に示すとおりです。

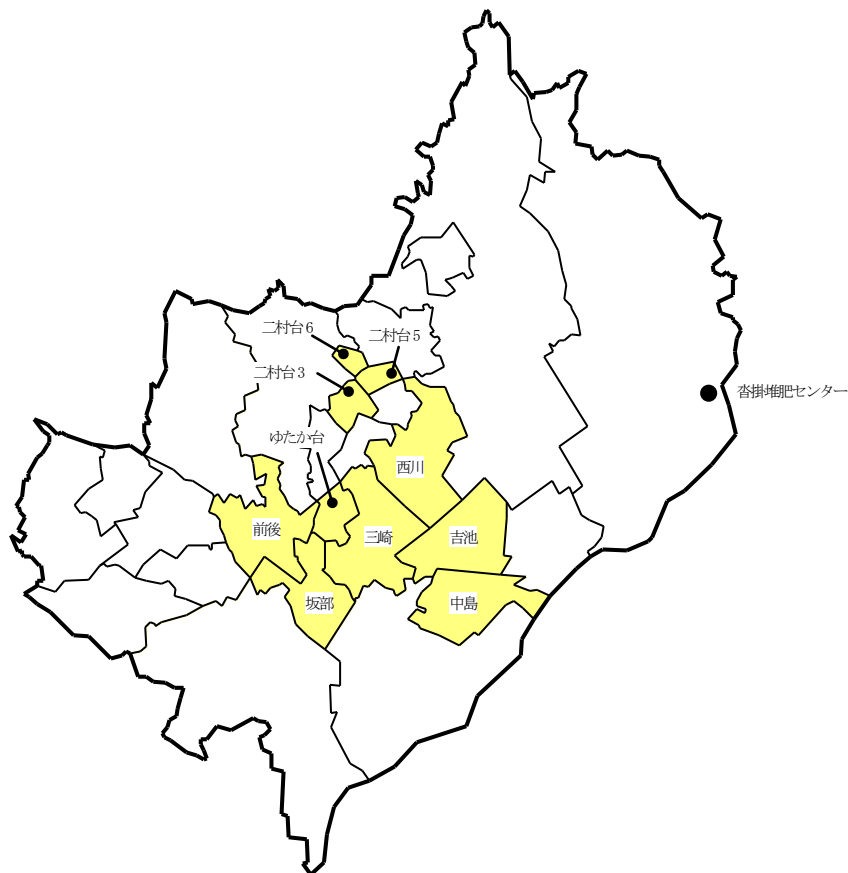


図1-13 生ごみ収集区域(平成25年度現在)

生ごみ堆肥化事業の実績を図1-14、表1-17に示します。地区の拡大により平成21年度増加したものの、それ以降では生ごみ排出量は減少に転じています。

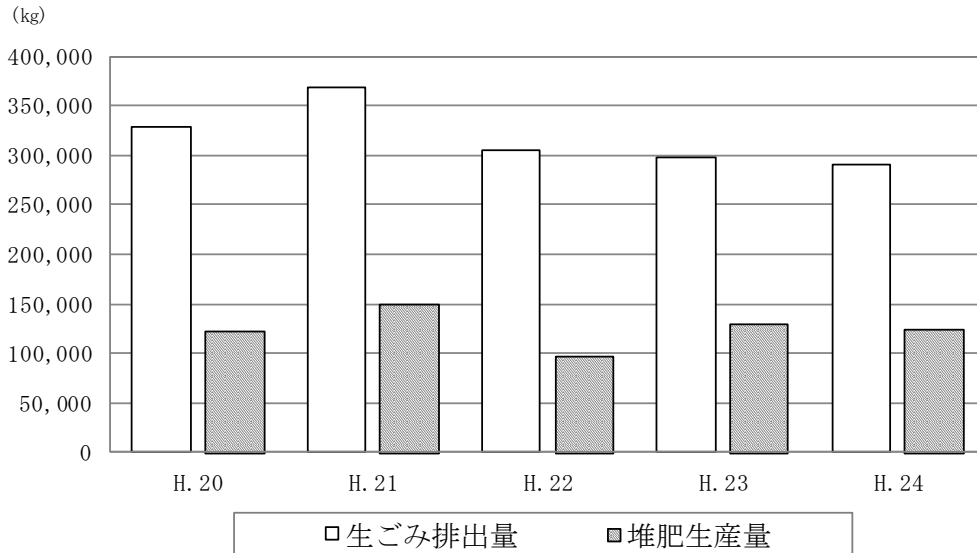


図1-14 生ごみ堆肥化事業実績

表1-17 生ごみ堆肥化事業実績

年度	生ごみ排出量 (kg)	対象世帯 (世帯)	堆肥生産量 (kg)
H. 20	329,192	8,000	120,654
H. 21	368,878	8,000	149,130
H. 22	305,213	8,000	95,470
H. 23	298,062	8,000	129,560
H. 24	290,764	8,000	122,930

※平成20年10月より8,000世帯

また、平成18年度より稼働開始した沓掛堆肥センター（愛称エココンポとよあけ）にて堆肥化された肥料は、平成19年7月より市内5カ所で「とよあけEco堆肥」として販売を開始しています（小売価格200円/袋・200、ばら2,000円/m³）。

なお、平成17年度まで実施していた、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）及びその他堆肥化容器（ボカシ容器）、生ごみ処理機購入者への補助は堆肥化施設の稼働にともない、平成17年度以降から平成25年度現在まで休止中です。

○EMボカシの無料配布

本市では生ごみを発酵させ、有機肥料に変える「EMボカシ」を市内5カ所で無料配布しており、生ごみの減量と再資源化を促進しています。

なお、配布状況は平成20年度より生産量全量が配布されており、42,799個で一定推移しています。

4) 啓発事業

本市では、啓発事業として以下の取組を実施しています。

○530（ごみゼロ）運動の実施

市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉に実施しています。

○事業系資源ごみの回収

豊明商工会館の駐車場にて第2・4水曜日に資源ごみ回収ステーションを開設し、事業者に周知しています。

○広報等PR

市民の環境行政に対する理解を深めるために、「広報とよあけ」によるPRをはじめ、2年に1回「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸配布しています。また、「ごみの分け方・出し方」の英語版、ポルトガル語版、中国語版のパンフレットにより、外国人に対しても周知徹底を図っているほか、豊明市ホームページにて掲載しています。

○不用品登録制度（譲ります・譲ってくださいコーナー）

不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを市役所1階市民課前に設置しています。

○レジ袋の削減

地球温暖化防止とごみの減量を図るためにレジ袋の削減に取り組み、マイバックを持参するよう運動しています。平成24年度末現在11事業所16店舗と協定を締結しています。

○資源ごみ回収協力店

以下に示す、市内の資源ごみ回収協力店にて資源の回収を協力いただいています。

回収協力店	回収品目
アオキスーパー前後店	トレイ・牛乳パック
アオキスーパー豊明店	トレイ・牛乳パック
コープあいちとよあけ店	トレイ・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・乾電池・卵のパック・ペットボトル
ハローフーズ沓掛店	トレイ
ハローフーズ豊明店	トレイ
フィール豊明店	トレイ・牛乳パック・ペットボトル
ピアゴ豊明店	トレイ・牛乳パック・アルミ缶・ペットボトル
サンフレッシュ新豊明店	トレイ・ペットボトル

○資源ごみ説明会の実施

各地区の役員等にごみの減量、資源化について理解し、推進してもらうため、年1回資源ごみ説明会を実施しています。

○出前講座の実施

学校や市民団体等から要望を受け、環境やごみに関する出前講座を実施しています。

5) 中間処理施設における資源回収

本市より東部知多クリーンセンターに搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び解体後の粗大ごみは、ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設で処理し金属類を資源として回収しています。実績を図1-15、表1-18に示します。資源回収量は減少傾向にあります。破砕量の減少に伴うものとも考えられ、回収率は概ね40%程度となっています。

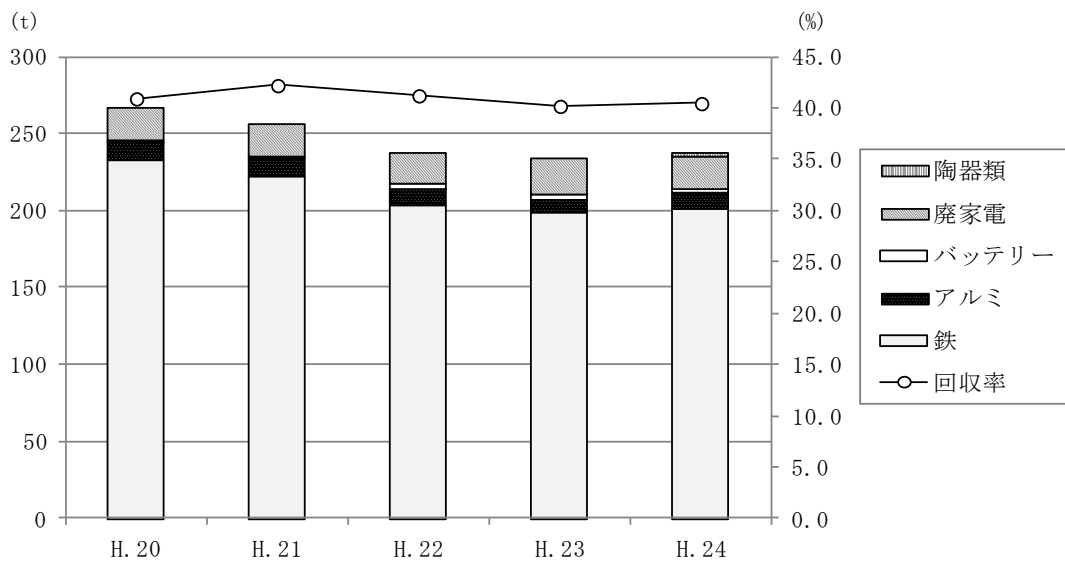


図1-15 中間処理施設における資源回収量の推移

表1-18 中間処理施設における資源回収量の実績

年度	破砕資源					破砕量 (t)	回収率 (%)
	(t)	鉄 (t)	アルミ (t)	バッテリー (t)	廃家電 (t)		
H. 20	267	232	12	2	21	653	40.9
H. 21	256	222	12	1	21	606	42.2
H. 22	238	203	11	3	21	577	41.2
H. 23	234	198	9	2	24	582	40.2
H. 24	237	201	10	2	21	586	40.5

注) 回収率(%) = 合計(t) / 破砕量(t) × 100

6) 資源化量及び資源化率

資源化量の実績を図1-16、表1-19に示します。資源回収量は減少傾向にあり、同様に資源化率も減少しています。一方で、愛知県平均の資源化率と比較するといずれの年度も上回っており、生ごみの回収を本格的に導入していることなどから資源化率が高くなっているものと考えられます。

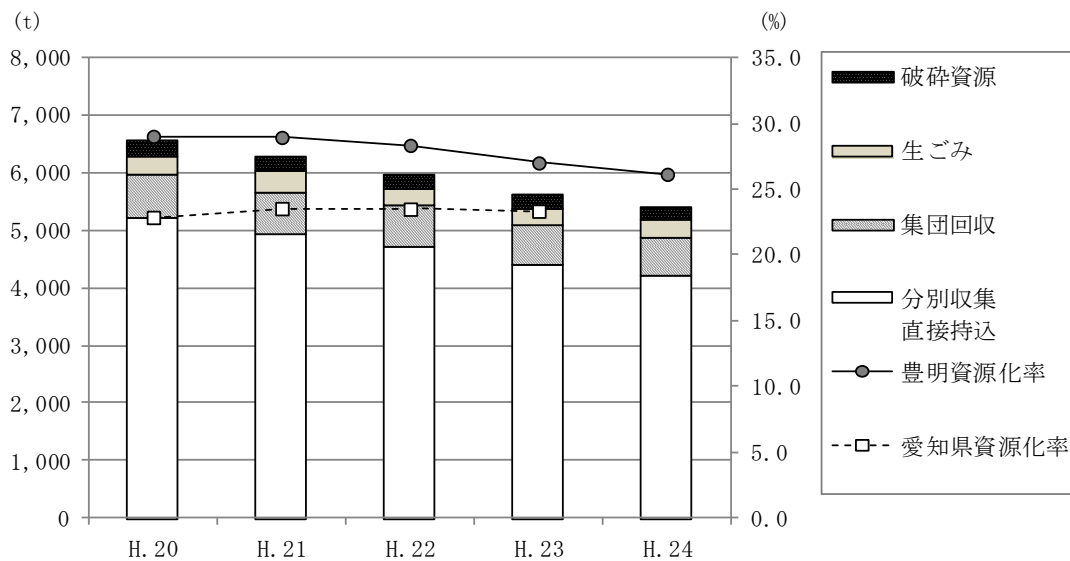


図1-16 資源化量及び資源化率の実績

表1-19 資源化量及び資源化率の実績

年度	資源化量					資源化率 (%)	愛知県平均資源化率 (%)
	(t)	分別収集 直接持込 (t)	集団回収 (t)	生ごみ (t)	破碎資源 (t)		
H. 20	6,559	5,208	755	329	267	29.0	22.9
H. 21	6,284	4,925	734	369	256	29.0	23.5
H. 22	5,978	4,725	710	305	238	28.4	23.5
H. 23	5,617	4,400	686	298	234	27.0	23.4
H. 24	5,419	4,226	666	291	237	26.2	-

注1) 資源化率 = 資源化量 ÷ 総排出量 × 100

注2) 愛知県平均資源化率：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

第4節 収集運搬の状況

1. 計画収集区域

計画収集区域は、豊明市の行政区域全域です。図1-17に計画収集区域を示します。

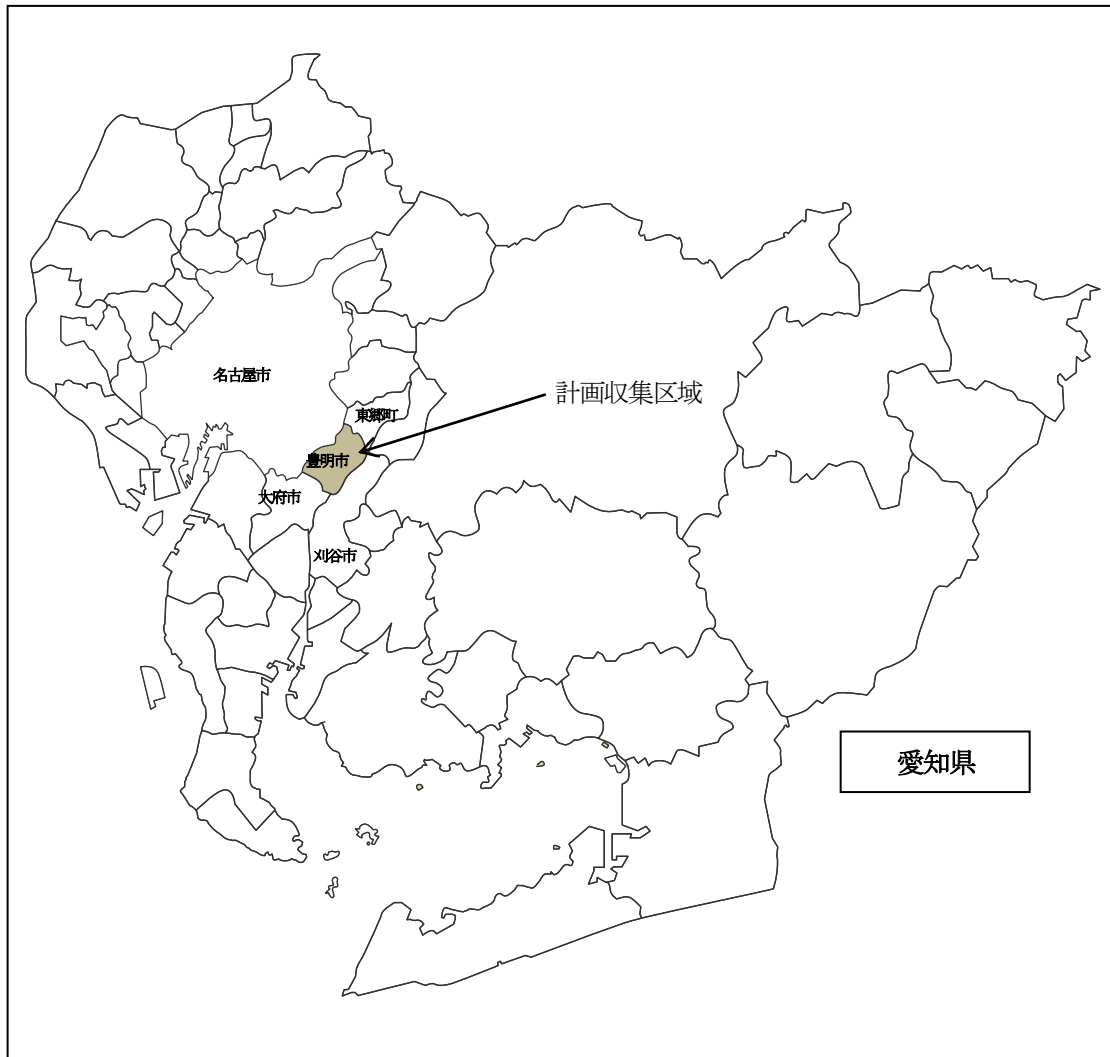


図1-17 計画収集区域

2. 収集運搬システム

本市のごみの収集状況を表1-20に、収集運搬車両を表1-21に示します。本市では、家庭系ごみを豊明市の直営または委託で収集・運搬しており、事業系ごみについては、許可業者が収集・運搬しています。市民・事業者から直接搬入されるごみは、東部知多衛生組合へ搬入しているほか、資源として活用できるものについては、市の運営する拠点回収にて資源ごみ、廃食用油、使用済小型家電・パソコンを回収しています。また、市役所環境課前にて、インクカートリッジの回収ボックスを設置しています。

収集運搬車では、平成19年度に廃食用油リサイクル装置を購入し、そこから回収したバイオディーゼル燃料で走行するパッカー車を導入しています。

表1-20 ごみの収集状況（平成24年度）

区分		排出形態	収集方式	収集頻度	収集体制
燃えるごみ		指定ごみ袋	ステーション	週2回	直営・委託
燃えないごみ		指定ごみ袋	ステーション	月2回	直営・委託
資源ごみ	紙・布類	紐でしばって出す	ステーション (拠点回収)	月1～2回	委託
	金属類	専用回収容器		月1～2回	委託
	ビン類	専用回収容器		月1～2回	委託
	乾電池	専用回収容器		月1～2回	委託
	ペットボトル	専用回収容器		月1～2回	委託
プラスチック製容器包装		指定ごみ袋	ステーション (拠点回収)	週1回	直営・委託
粗大ごみ		なし	戸別	週1回	直営
生ごみ(一部地域)		生ごみ専用袋等	ステーション	週2回	直営・委託

注1) 廃食用油、使用済小型家電、パソコンは拠点回収のみ実施

注2) 豊明市役所環境課前にて、インクカートリッジの回収を実施

表1-21 収集運搬車両(直営分)(平成24年3月31日現在)

パッカー車			小型トラック	
BDF	天然ガス	軽油	2t	1.5t
1台	1台	2台	2台	1台

第5節 中間処理の状況

1. 施設の概要

本市から搬入される可燃ごみは、東部知多衛生組合のごみ処理施設において焼却処理を行い、不燃・粗大ごみについては粗大ごみ処理施設において破碎・選別処理を行っています。また、本市では平成18年度より生ごみ堆肥化施設を、平成19年度より廃食用油リサイクル装置を設置しています。表1-22に施設の概要を示します。

表1-22 中間処理施設の概要

名称	東部知多クリーンセンター	
	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
所在地	愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野41番地	
敷地面積	35,144 m ²	
建築面積	3,421 m ²	987 m ²
延床面積	6,595 m ²	1,429 m ²
供用開始年月	平成元年 4月	
処理方式及び能力	全連続燃焼式 240t/日 (80t/24h×3基)	衝撃剪断併用横形回転式 4種分別(鉄・アルミ・破碎可燃・破碎不燃) 30t/日 (30t/5h×1基)
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
直接搬入処理手数料	家庭系：100円/10kg、事業系：150円/10kg	

名称	豊明市	
	沓掛堆肥センター (愛称 エコンポとよあけ)	廃食用油リサイクル装置
所在地	愛知県豊明市沓掛町上山106-2	豊明市清掃事務所
敷地面積	4,180 m ²	—
建築面積	992.5 m ² (堆肥センター本棟) 19.98 m ² (管理棟)	—
供用開始年月	平成18年4月	平成19年9月購入
処理方式及び能力	微好気堆積発酵処理 3.0t/日	廃食用油40ℓとメノール7ℓ及び触媒(水酸化カリウム500g)により化学反応(メチルエステル化)させて生成 40ℓ/日
処理対象物	生ごみ	廃食用油
備考	「とよあけEco堆肥」として販売 (小売価格200円/袋・20ℓ、ばら2,000円/m ³)	BDF燃料として市内収集車1台に導入

2. 焼却処理

ごみ処理施設による過去5年間から可燃ごみの中間処理量を図1-18及び表1-23に示します。

焼却量、焼却残渣量ともに減少傾向がみられる一方で、焼却残渣率は概ね13%前後で一定推移しています。

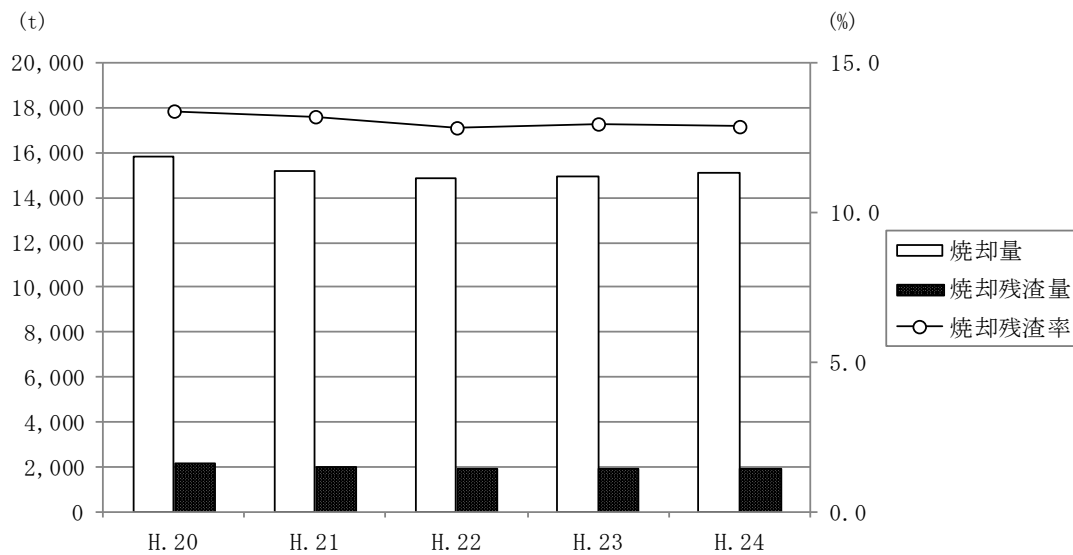


図1-18 ごみ処理施設搬入実績

表1-23 ごみ処理施設搬入実績

年度	焼却量				焼却残渣量			焼却残渣率 (%)
	(t)	家庭系可燃ごみ (t)	事業系可燃ごみ (t)	粗大ごみ処理施設破碎可燃ごみ (t)	(t)	焼却灰 (t)	飛灰固化物 (t)	
H. 20	15,833	12,270	3,373	191	2,124	1,536	588	13.4
H. 21	15,212	11,899	3,168	145	2,012	1,425	588	13.2
H. 22	14,892	11,799	2,970	123	1,914	1,374	540	12.9
H. 23	14,966	11,808	3,019	139	1,943	1,418	525	13.0
H. 24	15,091	11,886	3,068	137	1,946	1,437	509	12.9

資料：東部知多クリーンセンター作成の実績按分表より

注1) 焼却量は可燃ごみの総量です

注2) 焼却残渣率 = 焼却残渣量 / 焼却量 × 100

3. 焼却以外の中間処理

粗大ごみ処理施設による過去5年間の不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理量を図1-19及び表1-24に示します。

破碎ごみのうち、資源化（売却）している量は40%前後と変わりませんが、破碎可燃（焼却）が減少し、破碎不燃（埋立）が増加している傾向がみられます。

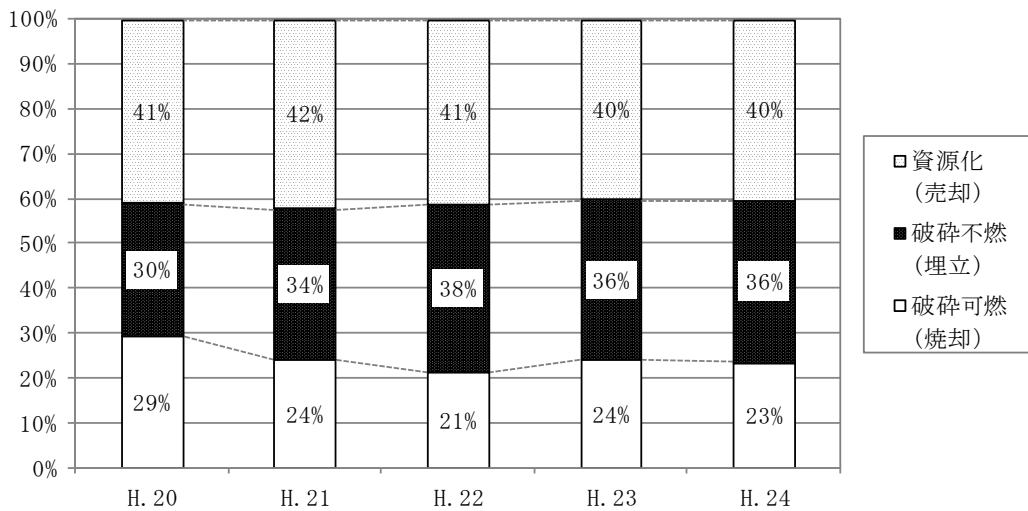


図1-19 粗大ごみ処理施設搬入実績

表1-24 粗大ごみ処理施設処理実績

年度	破碎ごみ 合計 (t)	破碎ごみ		破碎可燃 (焼却) (t)	破碎不燃 (埋立) (t)	資源化 (売却) (t)
		家庭系破 碎ごみ (t)	事業系破 碎ごみ (t)			
H. 20	653	647	6	191	193	267
H. 21	606	603	4	145	205	256
H. 22	577	573	4	123	216	238
H. 23	582	580	2	139	209	234
H. 24	586	584	2	137	212	237

資料：東部知多クリーンセンター作成の実績按分表より
注) 破碎ごみは不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの総量です

第6節 最終処分状況

東部知多衛生組合で処理されたごみ焼却残渣及び破碎不燃残渣は愛知県臨海環境整備センター最終処分場（平成9年度より）及び民間最終処分場への委託（平成22年度より）にて埋立処分しています。

なお、平成11年度より埋立処分していた衣浦港ポートアイランド環境事業センター最終処分場は平成22年12月で埋立を終了しています。

本市分の最終処分実績を図1-20及び表1-25に示します。

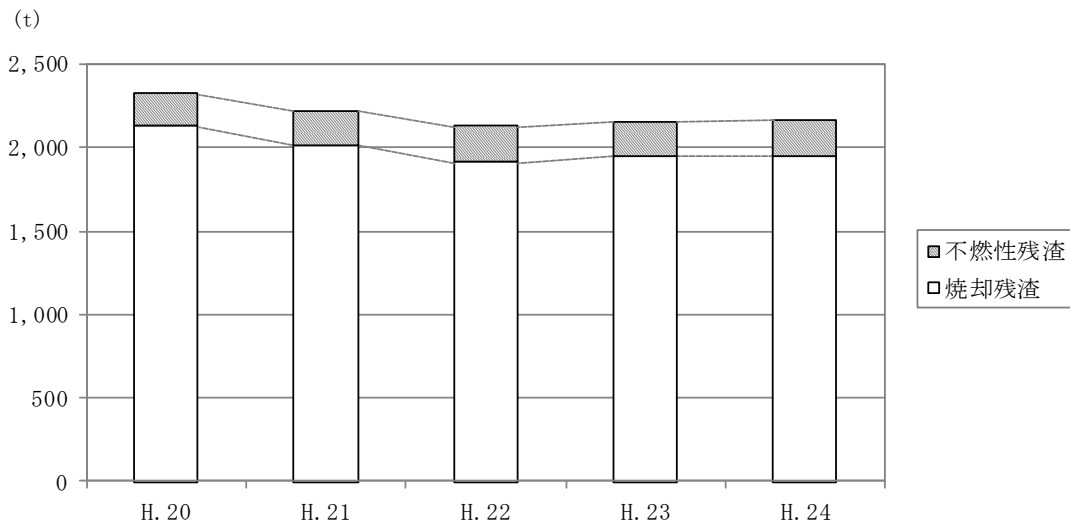


図1-20 最終処分の実績

表1-25 最終処分の実績

年度	最終処分量			
	合計 (t)	焼却残渣 (t)	不燃性残渣 (t)	直接埋立 (t)
H.20	2,318	2,124	193	0
H.21	2,217	2,012	205	0
H.22	2,131	1,914	216	0
H.23	2,152	1,943	209	0
H.24	2,158	1,946	212	0

資料：東部知多クリーンセンター作成の実績按分表より

※愛知県臨海環境整備センター：愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び48企業の出捐より設立され、産業廃棄物等の埋立処分を行っている公益財団法人

衣浦港ポートアイランド環境事業センター：衣浦港の背後圏にある10市8町の行政並びに5市4町の産業界の出資により平成8年5月に設立した一般財団法人
衣浦港内から発生する浚渫土砂や周辺地域からの一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立処分を行っていたが、平成23年2月をもって廃棄物の受け入れを終了している

第7節 ごみ処理体制の状況

1. 運営管理体制

本市におけるごみ処理事業に係る行政組織及び構成をそれぞれ図1-21、表1-26に示します。ごみ処理については、経済建設部の環境課に位置付けられており、表1-27に示すように各部署で役割を分担し、清掃事業を実施しています。また、本市は二市二町で構成した東部知多衛生組合において、ごみの広域処理を行っています。

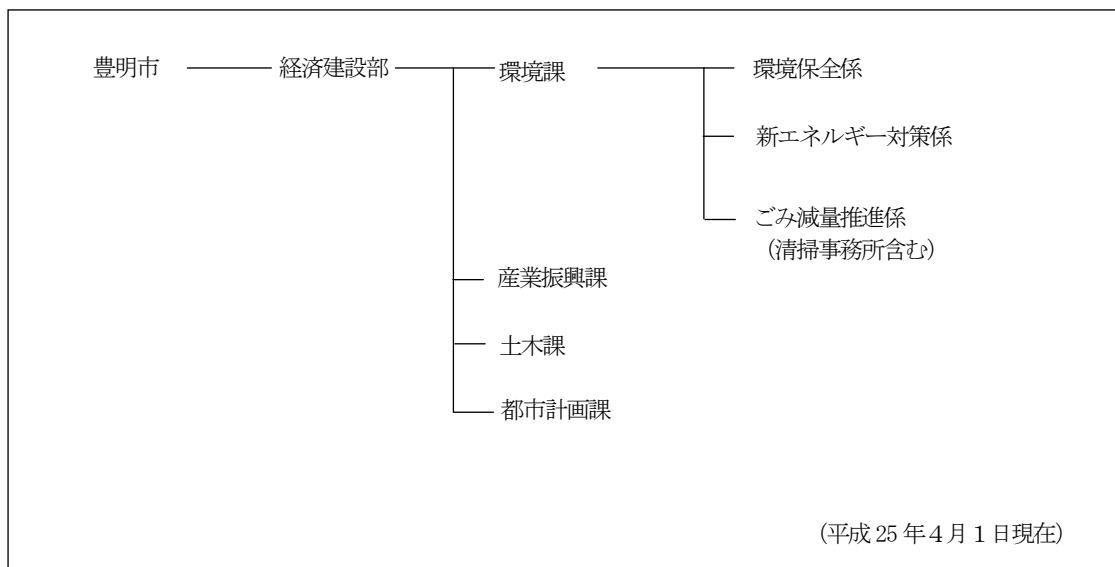


図1-21 ごみ処理事業に係る行政組織

表1-26 ごみ処理事業に係る行政組織（平成25年4月1日現在）

	経済建設部環境課			合計
	環境保全係	新エネルギー対策係	ごみ減量推進係 (清掃事務所を含む)	
部長		1		1
課長		1		1
課長補佐		1		1
係長	1	1	(補佐兼)	2
事務員(再任用含む)	3	1	5	9
清掃手等			5	5
合計				19

表1-27 ごみ処理事業に係る行政組織（平成25年4月1日現在）

組織		事務分掌
環境課	環境保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 墓地及び火葬場に関する事 2. 墓園事業に関する事 3. そ族及び昆虫駆除に関する事 4. 環境統計に関する事 5. 公害対策に関する事 6. 環境審議会に関する事 7. 狂犬病予防に関する事 8. 自然生態系の保全及び保護啓発に関する事 9. 鳥獣保護に関する事 10. あき地の保全に関する事 11. 専用水道、簡易専用水道等に関する事 12. その他環境衛生に関する事
	新エネルギー対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策に関する事 2. 省エネルギー及び新エネルギーに関する事 3. エコアクションプランに関する事 4. 太陽光発電に関する事
	ごみ減量推進係 (清掃事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ減量化対策に関する事 2. ごみ処理計画に関する事 3. し尿及び汚物に関する事 4. 東部知多衛生組合との連絡調整に関する事 5. 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請に関する事 6. し尿浄化槽清掃業の許可申請に関する事 7. ごみの収集及び運搬業務に関する事 8. 最終処分場に関する事 9. 清掃事務所に関する事 10. 有機循環都市とよあけ100年プランの推進及び啓発に関する事 11. 有機循環都市の施設整備に関する事 12. 有機循環都市の事業主体構築及び調整に関する事 13. 堆肥センターに関する事 14. その他ごみ減量推進に関する事 15. 課の庶務及び他の係に属さない事

2. ごみ処理費用

本市におけるごみ処理費用を図1-22及び表1-28に示します。平成24年度のごみ処理に要した費用は約6億8,594万円であり、一人当たりによると10,026円です。

経年変化をみると、年々一般会計に占める清掃事業費の割合が減少しています。

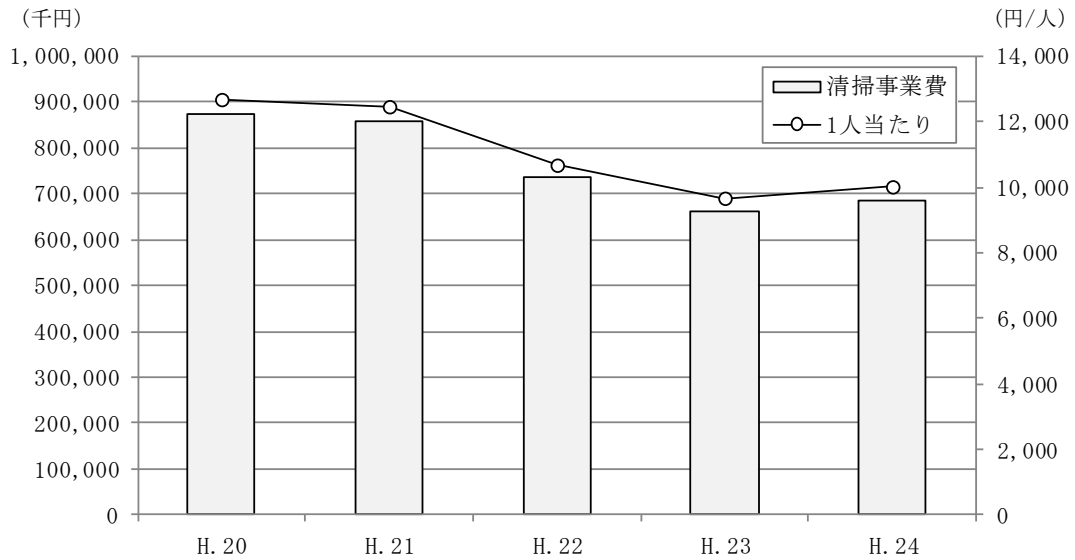


図1-22 ごみ処理費用の推移

表1-28 ごみ処理経費の推移

年度	清掃事業費		一般会計決算額 (千円)	一般会計に占める割合 (%)
	清掃事業費 (千円)	1人当たり (円)		
H. 20	874,690	12,691	17,156,922	5.10
H. 21	858,848	12,472	18,572,070	4.62
H. 22	735,384	10,687	18,161,190	4.05
H. 23	663,497	9,677	17,986,698	3.69
H. 24	685,941	10,026	17,903,679	3.83

3. 温室効果ガス排出量

本市における収集運搬に係る温室効果ガス排出量を図1-23及び表1-29に示します。

なお、中間処理及び最終処分時の温室効果ガス排出量は、組合処理によるため、実績が不明確であることから除外します。

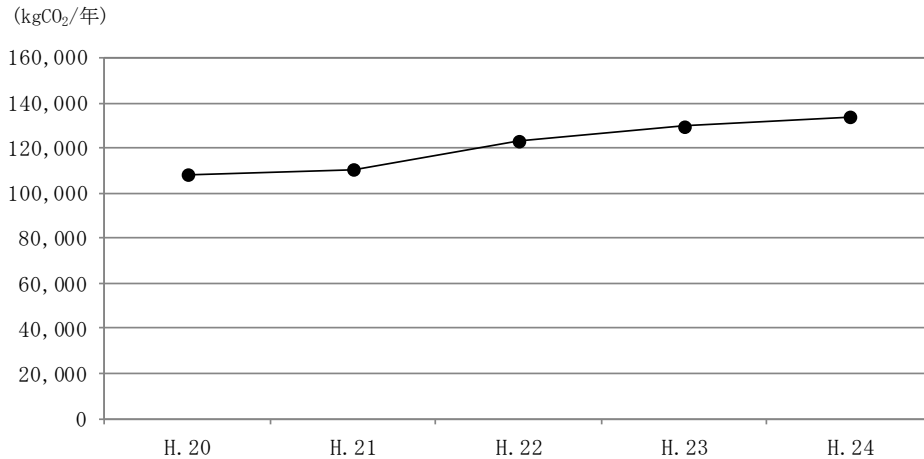


図1-23 温室効果ガス排出量の推移（収集運搬時）

表1-29 温室効果ガス排出量の推移（収集運搬時）

年度	区分	活動量		発熱量 (MJ/ℓ)	燃料使用量		自動車の走行量				温室効果ガス 総排出量 (kgCO ₂ /年)	一人一日当 り温室効果ガ ス排出量 (kg/人・年)
					二酸化炭素		メタン		一酸化二窒素			
		(ℓ)	(km)		排出係数 (kg-C/MJ)	排出量 (kgCO ₂ /年)	排出係数 (kg-CH ₄ /MJ)	排出量	排出係数 (kg-N ₂ O/MJ)	排出量		
H. 20	ガソリン	5,693	—	34.6	0.0183	13,217	—	—	—	—	108,319	0.004
	軽油	36,788	—	37.7	0.0187	95,096	—	—	—	—		
	天然ガス	2,834	—	0.0435	0.0139	6	—	—	—	—		
	BDF	7,617	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 21	ガソリン	3,703	—	34.6	0.0183	8,597	—	—	—	—	110,604	0.004
	軽油	39,458	—	37.7	0.0187	101,997	—	—	—	—		
	天然ガス	4,453	—	0.0435	0.0139	10	—	—	—	—		
	BDF	7,070	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 22	ガソリン	4,473	—	34.6	0.0183	10,385	—	—	—	—	123,139	0.005
	軽油	43,617	—	37.7	0.0187	112,748	—	—	—	—		
	天然ガス	2,703	—	0.0435	0.0139	6	—	—	—	—		
	BDF	4,940	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 23	ガソリン	5,036	—	34.6	0.0183	11,692	—	—	—	—	129,549	0.005
	軽油	45,591	—	37.7	0.0187	117,851	—	—	—	—		
	天然ガス	2,675	—	0.0435	0.0139	6	—	—	—	—		
	BDF	4,924	—	—	—	—	—	—	—	—		
H. 24	ガソリン	5,627	—	34.6	0.0183	13,064	—	—	—	—	133,921	0.005
	軽油	46,752	—	37.7	0.0187	120,852	—	—	—	—		
	天然ガス	2,167	—	0.0435	0.0139	5	—	—	—	—		
	BDF	4,658	—	—	—	—	—	—	—	—		

注1) 中間処理、最終処分時の活動量は除きます。また、し尿処理に関する活動量も除きます。

注2) 自動車の走行量は不明のため未掲載です。

注3) 温室効果ガス排出量は化石燃料によるものとし、BDFは除きます。

注4) 天然ガスの発熱量は標準状態（0℃、1気圧）時とします。

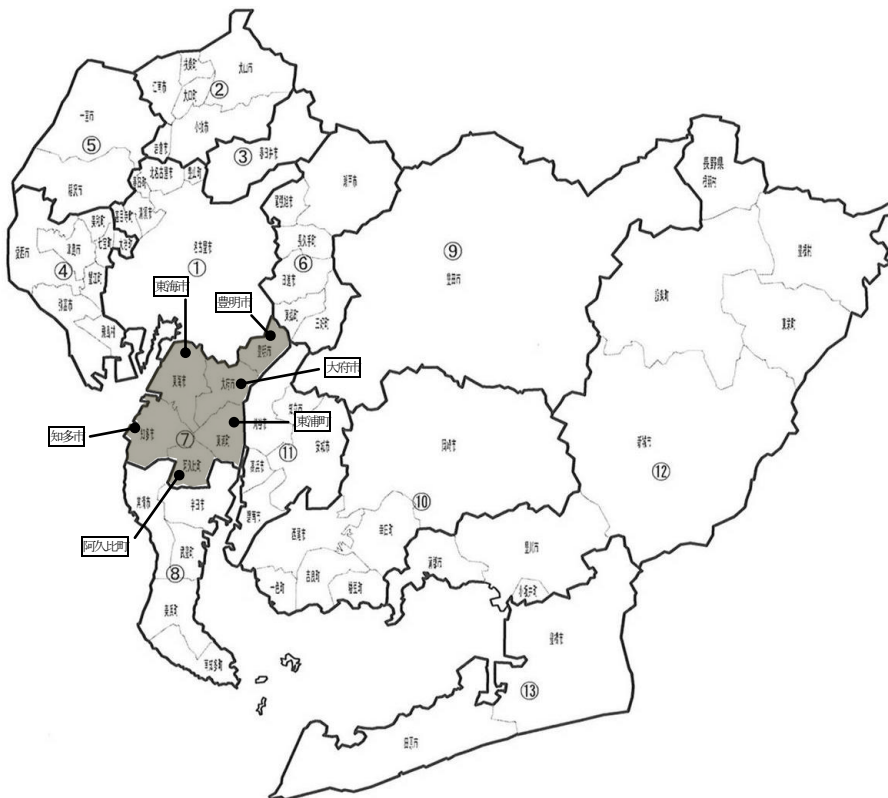
第8節 関係市町村等の動向

近年のごみ処理は、排出量の増加や質の多様化、ダイオキシン類の対策、最終処分場の確保等、様々な課題を抱えており、これまでの市町村や一部事務組合ごとの処理体制では困難な状況となっています。

本市では、昭和41年12月に二市二町（大府市、豊明市、東浦町、阿久比町）で構成した東部知多衛生組合に加入し、ごみの共同処理を開始しました。

平成9年1月に厚生省より示された「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」及び「ごみ処理の広域化計画」により、愛知県においても平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」を策定し、その中で組合構成市町は図1-24に示すような、東海市及び知多市を含む知多北部広域処理ブロックに位置付けられています。

このため、今後は広域圏内でのごみ処理体制の構築及び推進に関して検討していく必要があります。



（資料：「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」）

図1-24 300 t /日以上を基準とするブロックの区割り

第2章 ごみ処理に関する問題点と課題

第1節 ごみ処理の現況評価

1. 現行計画の目標達成状況

平成16年3月に策定した現行計画（計画期間：平成16～25年度）において、「ごみゼロを目指した環境低負荷型・循環型のまち」を基本理念に、目標年度である平成25年度の達成目標を表2-1のように設定しています。

表2-1 現行計画の目標値達成状況

目標達成管理指標		目標値	実績値(H.24)	達成状況
ごみ削減量 :10%以上減量 (H.14比)	家庭系ごみ原単位	785g/人(H.14)⇒ 693g/人・日(H.25)	706.9g/人・日	×
	事業系ごみ1日当	205g/人(H.14)⇒ 159g/人・日(H.25) {14t/日(H.14)⇒ 11t/日(H.25)}	122.9g/人・日 {8.4t/日}	○
資源化率 :50%以上(向上)(H.14比)		28%(H.14) ⇒ 50%(H.25)	26.2%	×
最終処分量 :68%減量(H.14比)		2,334t(H.14) ⇒ 743t(H.25)	2,158t	×

注) 達成状況の評価について、○:達成、×未達成

過去5年間における各目標値と実績値との比較結果を図2-1～2-4に示します。

家庭系ごみ原単位排出量は、平成24年度に約707g/人・日であり、平成25年度目標値の693g/人・日を14g超過しています。一方、事業系ごみの1日当たり排出量は、平成24年度に約8t/日であり、平成25年度目標値の11t/日を達成できています。

なお、平成23年度より熔融スラグを回収するよう予測していましたが、新焼却施設はまだ未整備であるため、資源化率及び最終処分量は目標値より大きくずれています。

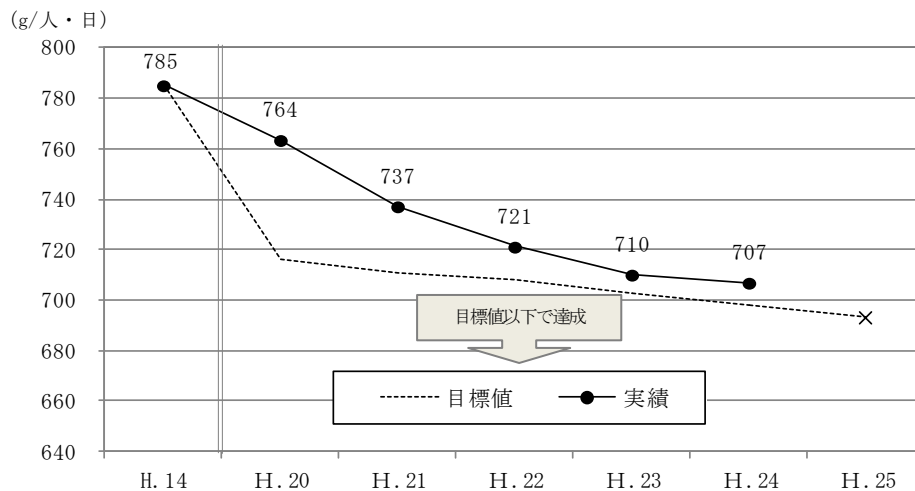


図2-1 家庭系ごみ原単位の実績・目標の推移

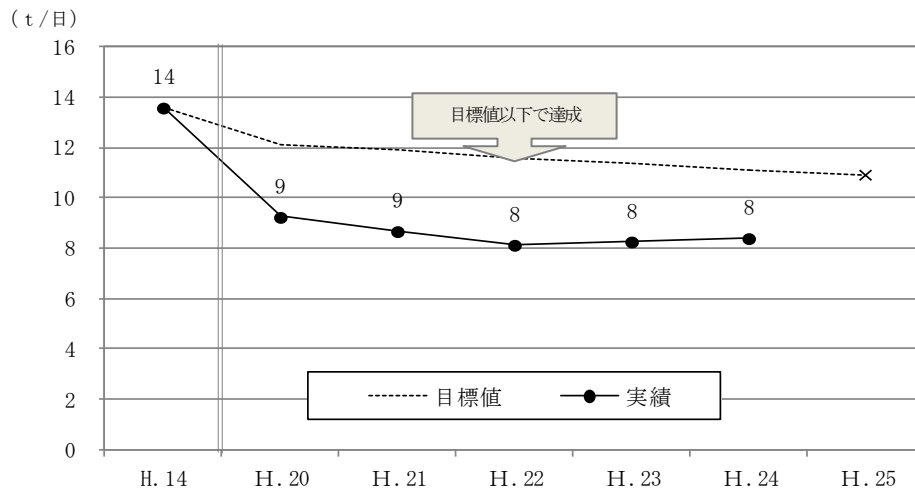


図2-2 事業系ごみ1日当たり排出量の実績・目標の推移

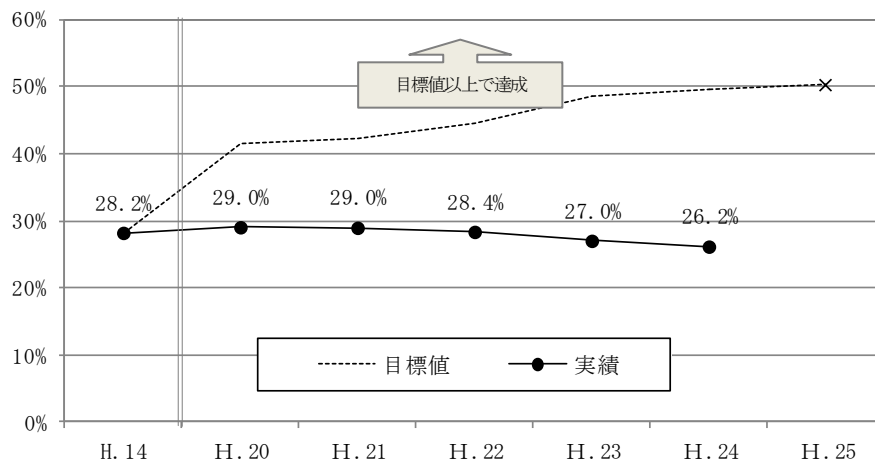


図2-3 資源化率の実績・目標の推移

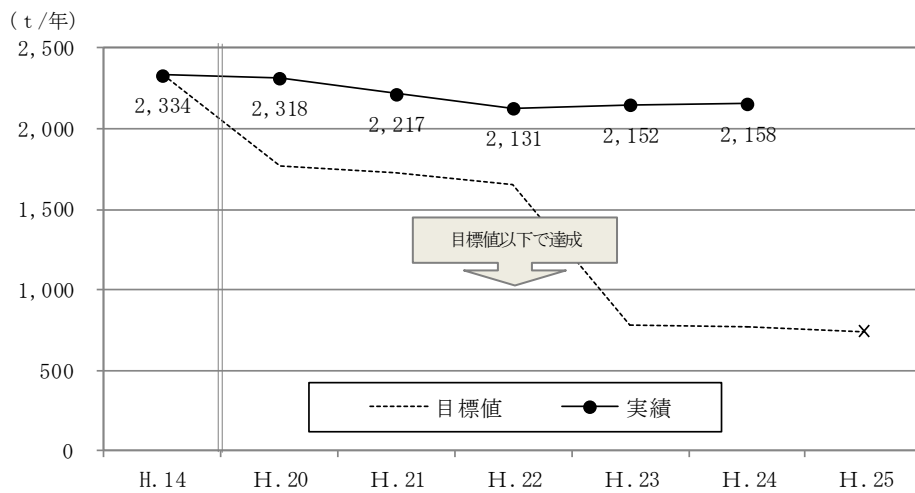


図2-4 最終処分量の実績・目標の推移

2. 施策の実施状況の課題

平成16年3月に策定した現行計画（計画期間：平成16～25年度）における施策の実施状況及び課題を表2-2に示します。

表2-2 現行計画の施策の実施状況と今後の課題（1/2）

平成16年策定ごみ処理基本計画施策			実施状況	今後の課題
大項目	中項目	小項目	(H. 16～25)	
リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進	1) 意識の啓発による発生・排出抑制	①具体的な行動につながるPR活動	○実施	3R実践につながるPR活動は、定期継続的に行っていく必要がある。
		②ITの活用による効果的な情報の提供	○実施	広報、市ホームページ以外の情報伝達手段の確立。（特に町内会未加入世帯に対して）
		③環境教育の充実	△一部未実施	学校だけでなく、大人から子供まで恒常的に環境学習を受けられることができる生涯学習の場の創設の検討に至っていない。
	2) 市民・事業者が行うごみ減量活動の推進	①生ごみ減量・堆肥化活動の促進	△一部未実施	生ごみ堆肥化容器・処理機購入補助事業は平成17年度で終了。より効率的な堆肥化事業を行っていく。コンポストの補助について、検討していく。
		②レジ袋減量等の取組の推進	○実施	
		③事業系ごみの発生抑制	△一部未実施	事業者に対し「ごみ減量計画書」の提出の要請や事業者団体との協議及び協力要請などは未実施である。
	3) 資源化の推進	①資源物の種類に応じた資源化の推進	△一部未実施	リサイクルプラザの施設は未整備。
		②資源ごみ回収協力店による資源回収推進	○実施	
		③行政回収団体及び子供会への支援	○実施	
		④連携した取組みの推進	×未実施	市民や事業者、NPO等関係機関の協働のもと、常時開設のリサイクルステーションの実施体制作りを進め、ネットワーク作りの支援未実施。

表2-2 現行計画の施策の実施状況と今後の課題(2/2)

平成16年策定ごみ処理基本計画施策			実施状況 (H.16~25)	今後の課題
大項目	中項目	小項目		
環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施	1) 収集・運搬システムの適正化	①収集・運搬方法の適正化	○実施	
		②ごみステーションの適正な管理の促進	○実施	
		③自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討	×未実施	高齢者や障がい者のごみ出し支援の検討。
	2) 中間処理システムの適正化	①中間処理の適正化	○実施	
		②環境保全対策の継続	○実施	
	3) 最終処分システムの適正化	①最終処分場の整備	○実施	
	4) その他の処分システムの適正化	①特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処	○実施	
		②災害ごみの対応	○実施	
市民・事業者・行政の協働による取組みの推進	1) 3者の役割分担と連携強化	①ごみの分別精度の向上	○実施	
		②市民参加型のイベント開催	△一部未実施	リサイクルフェアやフリーマーケットなど市民参加型のイベントは未実施。530運動は継続して実施している。
		③各種団体とのパートナーシップ	×未実施	各種団体との協議や連携に至っていない。
		④拡大生産者責任の導入促進	×未実施	拡大生産者責任における事業者のリサイクル促進を促す制度の研究・検討に至っていない。
		⑤全体としての調整役の推進	△一部未実施	市民・事業者・行政がともに協働する体制の整備に至っていない。
	2) 環境保全の監視(不法投棄防止)		○実施	
	3) 計画推進・管理システムの適正化	①行政関連部署との連携	○実施	
		②財政支出の合理的運用	○実施	
		③新たなごみ処理技術への対応	△一部未実施	情報収集に努めているが、調査研究段階に至っていない。

3. アンケート調査結果からの課題

1) 市民からの要望等

平成25年8月～9月にかけて市民のごみ処理等に係る現状認識や今後の意向を把握するためアンケート調査を実施しました。市民の要望等に関する主な設問とその回答は以下のとおりです。

設問	回答	備考
ご利用のごみ置き場の ごみ出しマナーについて (問9・10)	よいと思う 42.1% どちらかといえばよいと思う 44.7% 合計(満足度) 86.8%	■悪いと思う理由 No.1 分別しないでごみが出されている 22.3% No.2 収集日以外の日にごみが出されている 18.8% No.3 収集日の前日の夜からごみが出されている 17.9%
市の定めるごみの出し方や 収集方法について (問14・15)	満足している 38.9% どちらかといえば満足している 44.8% 合計(満足度) 83.7%	■満足していない理由 No.1 収集回数を増やして欲しい (特にプラスチック製容器包装、資源ごみ) 24.4% No.2 分別がわかりにくいこと 19.8% No.3 分別が細かくて面倒なこと 14.0%
市内のごみ収集場所の設置 箇所数について (問16・17)	・「ちょうどいい」と答えた方の割合 「燃やすごみ・プラスチック製容器包装」 93.0% 「燃えないごみ」 87.7% 「資源ごみ」 82.9%	多くの方がちょうどいいと答えていますが、「少ない」と答えた方の内、収集場所を増やしてほしいと答えている方の割合は、「燃えるごみ・プラスチック製容器包装」で88.9%、「燃えないごみ」で46.2%、「資源ごみ」で71.7%となっています。
市の行う3Rへの取組につ いて (問24)	満足している 5.9% どちらかといえば満足している 63.3% 合計(満足度) 69.2%	
市のごみの減量・リサイク ルに関する啓発や情報提供 について (問26・27)	十分に行われていると思う 9.6% ある程度行われていると思う 58.8% 合計(満足度) 68.4%	■有効だと思う情報提供 No.1 ごみの分け方・出し方パンフレット 34.6% No.2 広報とよあけ 28.5% No.3 回覧板 22.7%
自由意見	意見の多かった内容を整理すると以下のとおりです。 ●収集・運搬—「情報提供」に関する意見(18件) アパート・マンションへのごみ分別の周知、学校教育の充実、マナーの良い区の紹介 など ●資源化—「生ごみ堆肥化」に関する意見(15件) 生ごみ専用袋の必要世帯のみ配布・小型化・回収日数の増加 生ごみ処理容器の補助の促進 など ●ポイ捨て・不法投棄に関する意見(11件) ポイ捨て・不法投棄防止のPR、取締りの強化 など ●発生抑制—「ごみ袋について」に関する意見(9件) 市指定ごみ袋の小袋の新規導入、しぼりやすい形への変更 など ●収集・運搬—「ごみ置き場」に関する意見(9件) 自宅から近い場所に設置してほしい(高齢で遠くにもっていくことが難しい) など ●収集・運搬—「分別区分」に関する意見(8件) 分別方法の周知徹底 など ●発生抑制—「過剰包装の自粛」に関する意見(8件) スーパーなどのトレーの自粛 など ●発生抑制—「リユース」に関する意見(8件) 不用となった学生服や自転車をリユースできるシステムの構築 など ●収集・運搬—「リサイクルステーション」に関する意見(6件) 常設のリサイクルステーションの設置検討 ●収集・運搬—「収集頻度」に関する意見(6件) 資源ごみの収集頻度を増やしてほしい など	

2) 市民のごみ処理状況

アンケート調査の設問で、分別状況やごみ減量・リサイクルに関する取組の実施状況について整理すると以下のとおりです。

設問	結果と課題
<p>資源物として再生利用できるものの処分について (問18)</p>	<p>●廃食用油 ①燃えるごみ57.5%、②自家処理15.4%、③直接搬入(清掃事務所・市役所・資源化事業者)3.5%となっており、少量の油であれば拭きとって可燃ごみとする方が多いことが想定されます。一方で直接搬入(清掃事務所・市役所・資源化事業者)が少ない理由は周知が徹底できていないためといえ、今後の啓発が課題です。</p> <p>●紙類(古紙、紙パック、紙箱・包装紙) 新聞・雑誌・チラシやダンボールなどの古紙は多くが資源ごみとして排出されていますが、紙パック(14.6%が燃えるごみ)や紙箱・包装紙(20.1%が燃えるごみ)は燃えるごみとして排出される割合も高くなっています。このため、可能なかぎりで分別の推進が課題です。なお、紙パックはスーパー等の店頭回収が15.4%となっており、有効に利用されています。</p> <p>●布類・衣類 多くが資源化されていますが、一方で20.0%が燃えるごみとして排出されており、可能なかぎり分別の推進が課題です。</p> <p>●小型家電製品、パソコン・マウス等周辺機器 燃えないごみとして排出されている割合が高くなっており、それに対して平成24年度から開始している直接搬入(清掃事務所・市役所・資源化事業者)は小型家電製品4.6%、パソコン・マウス等周辺機器4.4%です。燃えないごみとしてではなく、資源として排出できることを周知する必要があります。</p>
<p>ごみの減量やリサイクルへの取組についてどの程度実施していますか (問19)</p>	<p>各取組について積極的に実施している割合は、「買い物袋を持参する」84.9%、「資源物は分別して出している」84.8%、「地域の廃品回収に協力する」61.4%と、日頃の資源分別は積極的に実施されている一方で、「使い捨て商品は買わない」13.3%、「不用品は人に譲ったりバザーに出したりする」18.0%、「再生品を優先して選ぶ」9.0%、「生ごみの堆肥化を行う」17.4%など、比較的手間のかかる取組はあまり実施されていません。</p> <p>さらに、「家族や友人との間でごみ問題を話題にする」3.5%、「ごみに関する講演会や施設見学会に参加する」2.1%、「環境問題に関する団体活動に参加する」2.0%と日頃から積極的にごみ問題に関わる方は少ないのが実情となっています。</p>
<p>市の実施しているごみの減量・リサイクル推進施策について知っていますか (問23)</p>	<p>利用参加したことがある取組は、「530運動の実施」47.6%、「スーパー等店頭回収」44.1%、「廃品回収への助成」38.0%が多くなっています。</p> <p>一方で、認知されていない取組は、「有機循環推進フォーラム」77.1%、「不用品登録制度」61.9%、「資源ごみ説明会」59.3%、「廃食用油の回収」53.7%が多くなっています。</p> <p>この内、「不用品登録制度」、「廃食用油の回収」は半分以上の方が「機会があれば利用・参加しようと思う」と答えています。</p>

4. 類似市町村との比較評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において平成25年4月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システムの指針」という。）」が策定されています。これに基づき本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、平成22年度における一般廃棄物処理の状況について図2-5に示すとおり都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、「平成22年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の実績値と比較評価を行いました。

本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する市町村として、全国で51市町村があり、それら平均値と本市の数値を比較すると、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収(RDF除く)」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」について高い水準となっている一方、「廃棄物のうち最終処分される割合」が低い水準となっています。

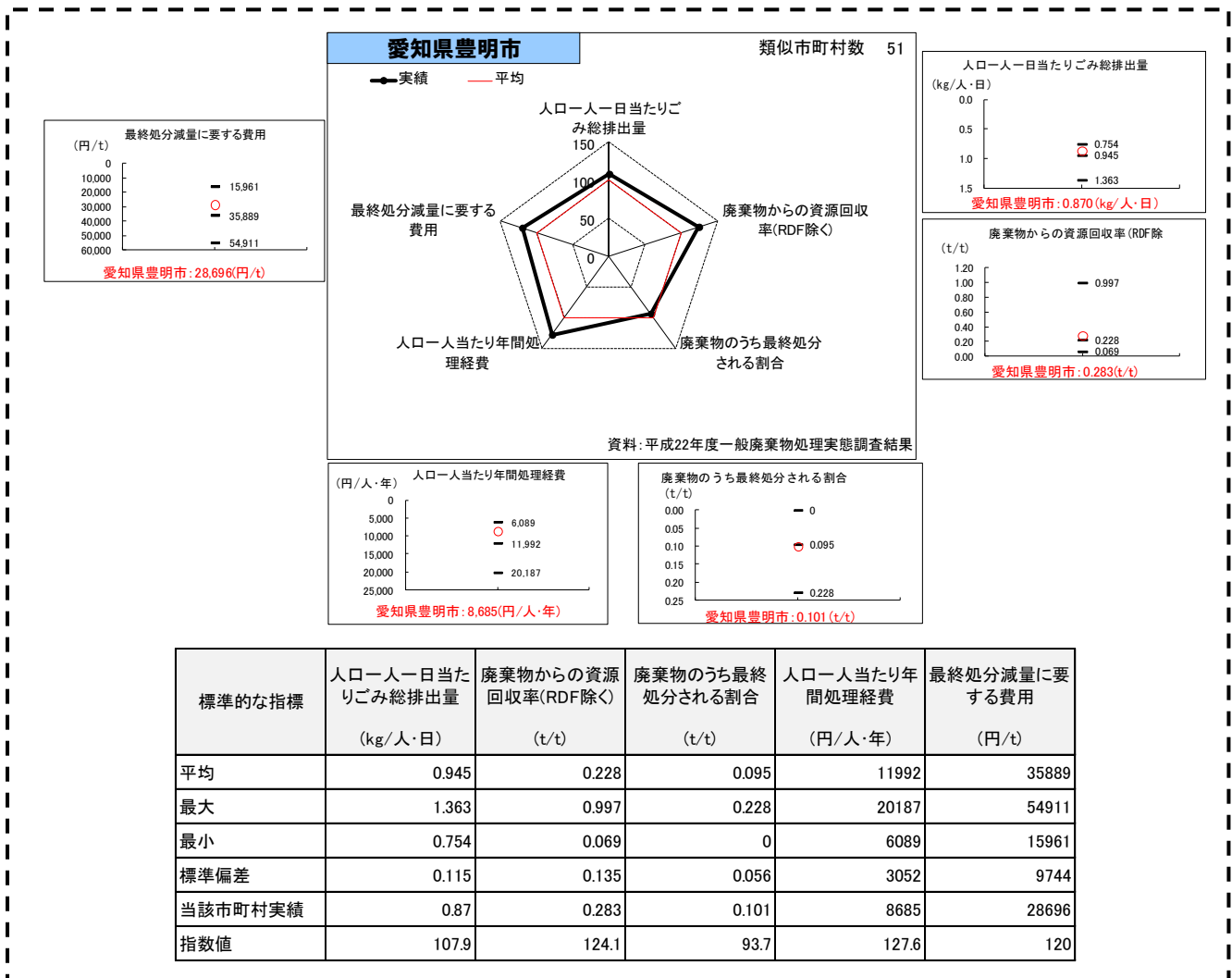


図2-5 類似市町村との比較評価結果（平成22年度実績）

第2節 ごみの減量・リサイクルの推進

本計画の目的は、ごみ処理行政を単なるごみの適正処理という枠組みで捉えるのではなく、生活環境から地球規模の環境問題や全市民・全事業者参加のまちづくりにつながる問題として捉え、必要な施策展開を計画的に進めることにあります。

そのことを踏まえ、本市のごみ処理行政には、大きく3つの課題があると考えられます。第2節～第4節では、この3課題について本市における現状と問題点を整理し、今後の問題点解決への方向性を明らかにします。

課題

- ・ごみの減量・リサイクルの推進（第2節）
- ・ごみの適正処理の推進（第3節）
- ・低環境負荷で快適・効率的なシステムの構築（第4節）

1. 発生抑制（リデュース）

1) 家庭系ごみの減量

- ・平成15年度に比べ、平成24年度家庭系ごみの排出量は9.9%減少しています。また、平成23年度家庭系ごみ排出量原単位（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より）は734g/人・日であり、県内54市町村中、25番目に低く、愛知県平均（H.23）745g/人・日よりも発生抑制ができていますが、全国平均（H.23）は695g/人・日であることから、本市の家庭系ごみは、全国レベルでいうと比較的多いといえます。
- ・ごみ総排出量の中でも可燃ごみの占める割合が多く、平成24年度ごみ総排出量中71.9%を占めています。
- ・生ごみ堆肥化処理機器設置に対する補助は平成17年度以降で休止中ですが、生ごみ収集区域以外の地区に対して実施を検討していく必要があります。
- ・EMぼかしの無料配布は経年的に一定数が洒布されており、生ごみの減量・再資源化のためにも継続していくことが望まれます。

2) 事業系ごみの減量

- ・平成15年度に比べ、平成24年度事業系ごみの排出量は43.0%減少しています。また、平成23年度事業系ごみ排出量原単位（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より）は124g/人・日であり、県平均230g/人・日よりも大幅に低い値になっています。全国平均（H.12）は280g/人・日ですから、本市の事業系ごみは、全国レベルでいうとかなり少ないといえます。今後とも、経済性とのバランスを考慮しつつ排出抑制していくことが必要です。
- ・排出量は許可収集ごみ、直接搬入ごみともに大きく減少しています。

- ・多量排出事業者に対して「事業系一般廃棄物減量化計画書」の提出を求めていく必要があります。

2. 再使用（リユース）

1) 家庭系ごみの再使用

- ・アンケート結果の設問「不用品は人に譲ったりバザーに出したりする」に対する回答は、「積極的に実行している」18.0%、「時々は実施している」35.4%です。これに対して、「今後は積極的に実行したい」30.6%、「今後時々は実行したい」42.5%と意識はあるものの実施に至っていない市民が多くいます。
- ・アンケート調査結果より、不用品登録制度について、知っていて、利用・参加したことがある方は5.6%と非常に認知度が低くなっています。
- ・不用となった学生服や自転車等のリユースの促進、現在実施中の不用品登録制度の周知徹底など、積極的に再使用が行える体制を構築することが必要となります。

3. 再生利用（リサイクル）

1) 家庭系ごみの資源化

- ・可燃ごみの組成調査より、経年的に可燃ごみの占める割合が上がってきており分別が促進されているといえますが、平成24年度調査の可燃ごみの中には現在の分別体系で資源として回収可能なごみが12.5%（プラスチック製容器包装1.8%、紙製容器包装2.8%、雑誌3.0%、ダンボール1.9%、衣類・布類1.8%など）含まれているので、分別収集を徹底し、回収率の向上を図る必要があります。
- ・平成20～24年度の5年間で資源化量は年々減少しており、結果的に資源化率も減少しています。
- ・紙布類、金属類、ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、粗大回収金属の収集量は減少の傾向にあり、特に紙・布類の減少量が大きくなっています。
- ・集団回収による資源回収量のうち古紙類は減少傾向、布類はほぼ横ばい、紙製容器包装は若干の増加傾向となっています。なお、団体数はこの5年間で26団体と一定です。
- ・資源化率は平成24年度で26.2%（集団回収含む）であり、愛知県平均資源化率(H.23)23.4%を上回っています。また、全国平均(H.23)は20.4%であることから、本市の資源化率は減少傾向にあるものの高いレベルにあるといえます。
- ・平成20年4月より家庭系廃食用油の回収を開始しているほか、平成24年4月より使用済小型家電の回収を開始しているものの、アンケート調査結果を見ると認知度が低いため、市民

への周知が必要です。

- ・平成24年度可燃ごみ組成調査より、二村台1区（生ごみ未回収地区）では生ごみが可燃ごみ全体の25.3%を占めています。循環型社会を構築していく上で堆肥化等の資源化やバイオマス発電等の燃料利用を検討・推進していくことが求められます。さらには、生ごみの発生しにくい消費生活の見直しを図る必要があります。
- ・平成11年度より開始している生ごみの堆肥化事業は、回収地区を拡大した平成21年度以降の回収量が減少に転じています。効率的な有機資源循環システムの構築が望まれるほか、回収地区内の市民の意識向上のために啓発が必要です。

2) 事業系ごみの資源化

- ・事業系ごみの中には資源として分別できるものも含まれている可能性があります。これらの資源化を図るためにも、平成18年11月より実施中の事業系資源ごみ拠点回収を推進するほか、有料指定袋制度等を検討する必要があります。

第3節 ごみの適正処理の推進

現在、本市では、東部知多衛生組合構成市町と共同でごみの適正処理システムを運用しており、その役割は、収集・運搬が各市町、中間処理・最終処分が組合としています。

1. 収集・運搬システムに関する事項

- ・ごみ量増加や新たな資源物収集への対応のためには、現行体制のままで、収集機材・人員を増やすのではなく、あらゆる可能性を考えて収集効率の向上を図る必要があります。その際には、民間委託や広域化による収集効率の向上を検討する必要があります。
- ・特に、現在資源ごみを月1～2回収していますが、アンケート調査結果などから資源ごみ回収回数を増やしてほしいという意見があることから、見直しを行い必要に応じて回収を増やす検討をする必要があります。
- ・収集作業の効率・安全性、まちの美観、適正処理を推進するためにも、排出マナーの改善が必要となります。アンケート結果では、特に集合住宅においてマナーを周知して欲しいという意見があることから、マナーの悪い地域の特定及び指導が必要です。
- ・今後、さらなる高齢社会が見込まれることから、ごみ行政もこれに対応していくため、高齢者や障がい者のごみの出しやすい環境を整備することも必要です。アンケート調査結果では、高齢のため収集箇所を近くにしてほしいという意見も見られました。
- ・最もバランスのとれた収集運搬システムを構築するためにも、現在の収集頻度及び収集方式が市民にとって妥当であるかどうかをアンケート調査や広報・市ホームページによる意見募集等で把握することも必要です。

2. 中間処理・最終処分システムに関する事項

- ・組合焼却施設について、平成31年度稼働を目途に更新施設の建設が予定されています。このことから、更新施設稼働に合わせて、組合と連携した中間処理体制の整備が必要となります。
- ・市として焼却効率向上のために、水切りによる水分低下を目指します。また、熱エネルギーを回収し、代替エネルギー源として有効に利用することはきわめて重要であるため、更新施設においても積極的に熱エネルギーの有効利用を図る必要があります。
- ・最終処分対象量の減容化を図るために溶融施設を整備し、溶融スラグ、メタルの再資源化を図る必要があります。
- ・組合所管の葭野最終処分場は平成14年5月に埋立終了しており、現在アセック及び民間処分場に処分委託している状況より、現有処分場の延命化、並びに平成27年度稼働予定の新最

終処分場の早期整備が必要となります。

3. その他適正処理システムに関する事項

- ・公共処理システムで処理が困難で不適當なものは、市民・事業者に出出抑制の PR を行い、製造・販売事業者責任のもと、民間での適正処理（不法投棄防止）を要請・構築していく必要があります。
- ・近年、在宅医療の普及に伴い、注射器、点滴バッグ等が一般家庭からも多く排出されるようになってきており、ごみ収集時に針刺し事故等が発生している例がみられます。これら家庭系医療廃棄物の処理の検討も必要です。
- ・東海豪雨や火災による建物・家財道具等の災害ごみが搬入されており、東海大地震の予想地域に入っているため、災害時のごみの適正処理体制確保のための検討が必要です。

第4節 低環境負荷で快適・効率的なシステムの構築

現在、本市では、ごみ処理を担当する部署として経済建設部環境課が位置付けられており、職員数は19人となっています。

1. 環境への配慮

- ・ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していく必要があります。
- ・アンケート調査より、530 運動は半数近くの方が知っていて参加したことがあると回答しています。引き続き市民と協働で進めていく必要があります。
- ・地球温暖化問題に対応するために、現状の温室効果ガス排出状況を把握するとともに、エネルギー利用においても低炭素社会への貢献を目指す必要があります。

2. 計画推進のための組織の充実

- ・今後の計画推進体制は、先に挙げた「ごみ減量・リサイクルの推進」及び「ごみの適正処理の推進」という課題全体を見据える機能をもった組織であることが必要です。そのために、人的投資として、計画推進管理体制を充実させることが必要不可欠です。
- ・これは、単に、環境課の充実を指すだけではなく、関係者の役割を明確にし、行政内の他の部署との連絡調整や市民・事業者の独自体制や協議会のような相互の協力体制を指します。

3. 施設建設計画及び資金運用

- ・計画期間における処理・資源化事業費は多額となることから、市財政に占める位置付けを明確にし、関係者の合意を得ながら、円滑な事業運営の推進を図る必要があります。また、清掃事業費の伸びを抑えるため、常に処理システムを見直し、財政支出の合理的運用を図る必要があります。
- ・計画期間内において、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化の検討をする必要も考えられます。

4. 新たなごみ処理体制の検討

- ・ごみ焼却施設の灰溶融による資源化や小型家電のリサイクルなど新たな処理技術に対応し、適時適切に取り入れていく必要があります。
- ・市指定のごみ袋について、ごみ量・質の変化等により市民から規格の変更要望もあるため、ごみの量・質の変化に対応していくためにも見直しを検討する必要があります。

第3章 ごみ排出量の推計

第1節 人口推計

将来人口の推計は、過去10年間の実績値からの時系列トレンド推計方式により推計しました。推計値を図3-1、表3-1に示します。これより、平成35年度における行政区域内将来人口は、平成24年度の68,419人から1.5%減少し67,403人と推計されます。

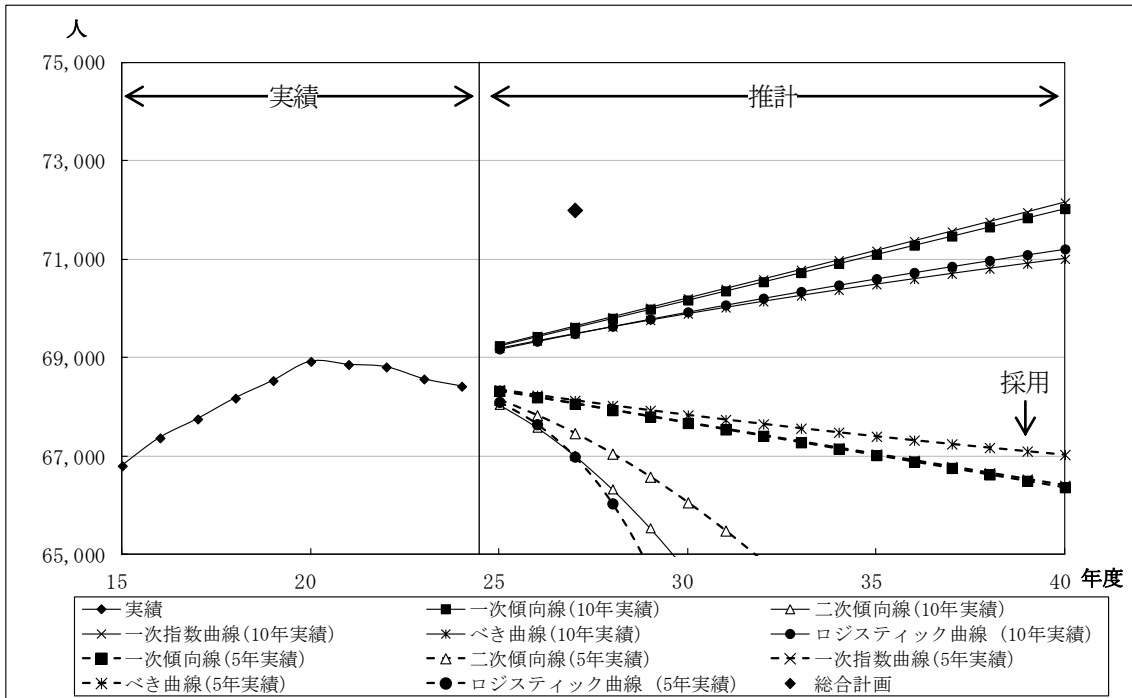


図3-1 人口推計結果

表3-1 人口推計結果

項目	人口(人)		H. 24に対する 増加度(%)	判定結果
	H. 24(実績値)	H. 35(推計値) 5年実績を基に推計		
実績値	68,419	-	-	-
一次傾向線	-	67,021	-2.0	×
二次傾向線	-	62,679	-8.4	×
一次指数曲線	-	67,041	-2.0	×
べき曲線	-	67,403	-1.5	○
ロジスティック曲線	-	40,457	-40.9	×

注) 上位計画である第4次総合計画で示されている計画人口に対し、どれも下方推計となっているが、過去5年間で減少傾向であること、今後大規模な開発による社会人口増加は想定されないことから、最も増加度にブレがないべき乗式(過去5年実績を基に推計)を採用

第2節 ごみ排出量推計

1. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推計は、家庭系ごみ排出量（各分別区分）原単位の推計値と将来人口推計値の積により求めました。家庭系ごみ排出量原単位の推計値を図3-2、表3-2に示します。これより、計画目標年度の平成25年度における家庭系ごみ排出量原単位は、平成24年度の707g/人・日から7.4%減少し655g/人・日と推計されます。

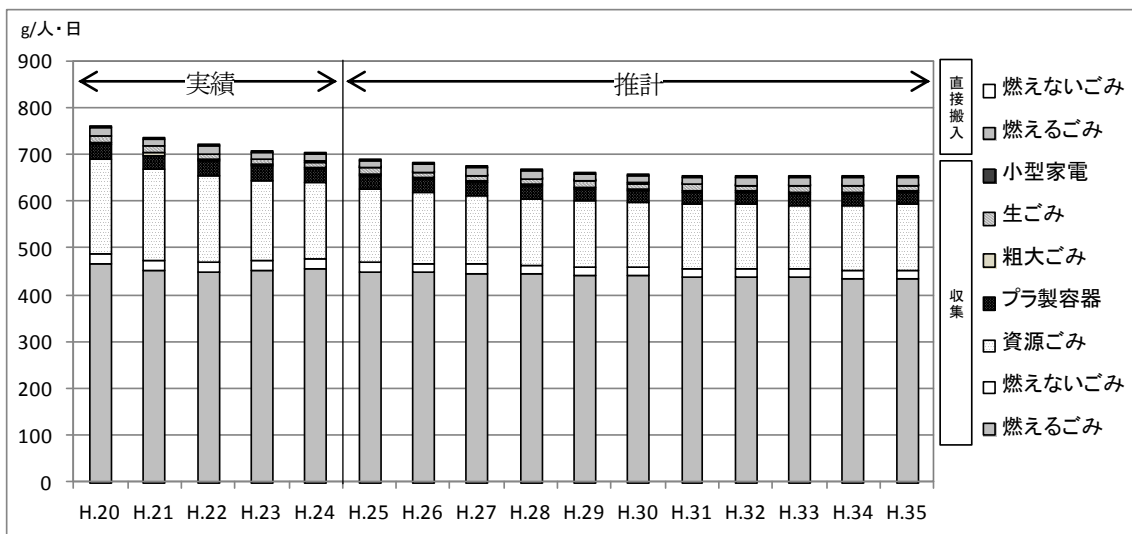


図3-2 家庭系ごみ原単位推計結果

表3-2 家庭系ごみ原単位推計結果

項目	排出量 (g/人・日)		H.24に対する増加度 (%)
	H.24 (実績値)	H.35 (推計値)	
家庭系ごみ	707	655	-7.4
収集ごみ	687	636	-7.5
燃えるごみ	457	435	-4.7
燃えないごみ	20	18	-12.9
資源ごみ	166	143	-14.0
プラスチック製容器包装	29	25	-13.7
粗大ごみ	3	4	3.9
生ごみ	12	12	0.0
使用済小型家電	1	1	0.0
直接搬入ごみ	20	19	-3.4
燃えるごみ	17	16	-2.5
燃えないごみ	3	3	-8.2

※算定根拠については資料編参照

2. 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推計は年間排出量より求めました。事業系ごみ排出量の推計値を図3-3、表3-3に示します。これより、計画目標年度の平成35年度における事業系ごみ排出量は、平成24年度の3,070 t/年から1.7%増加し3,122 t/年と推計されます。

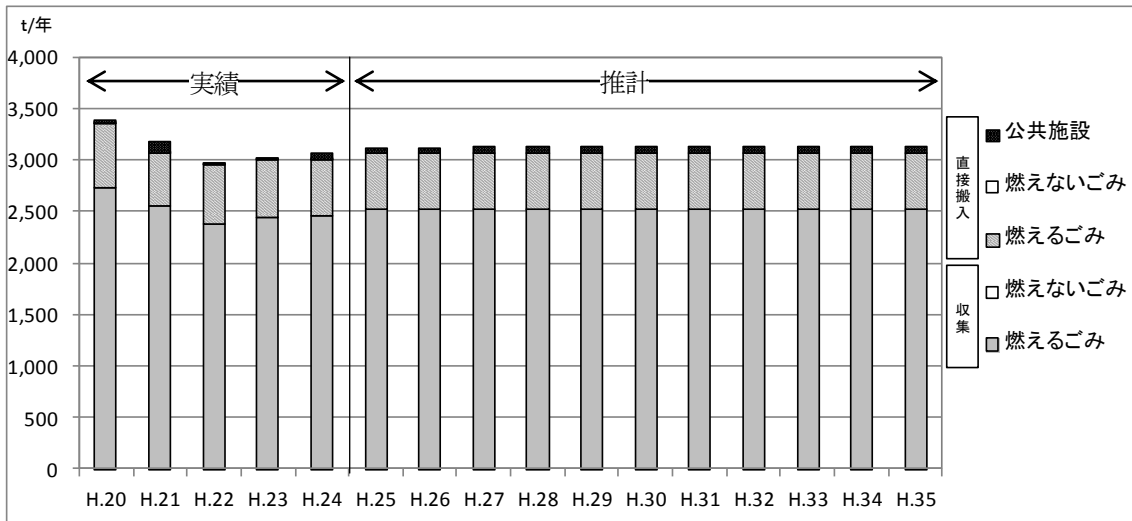


図3-3 事業系ごみ排出量推計結果

表3-3 事業系ごみ排出量推計結果

項目	排出量 (t/年)		H.24に対する増加度 (%)
	H.24 (実績値)	H.35 (推計値)	
事業系ごみ	3,070	3,122	1.7
収集ごみ	2,449	2,511	2.5
燃えるごみ	2,449	2,511	2.5
燃えないごみ	0	0	—
直接搬入ごみ	621	612	-1.5
燃えるごみ	557	558	0.2
燃えないごみ	0	0	—
公共施設	63	53	-15.5

※算定根拠については資料編参照

3. 総排出量

ごみ総排出量の推計値は家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推計値を加算し算定しました。推計結果を図3-4、表3-4に示します。これより、計画目標年度の平成35年度におけるごみの総排出量は、平成24年度の20,722 t/年から7.2%減少し19,233 t/年と推計されます。

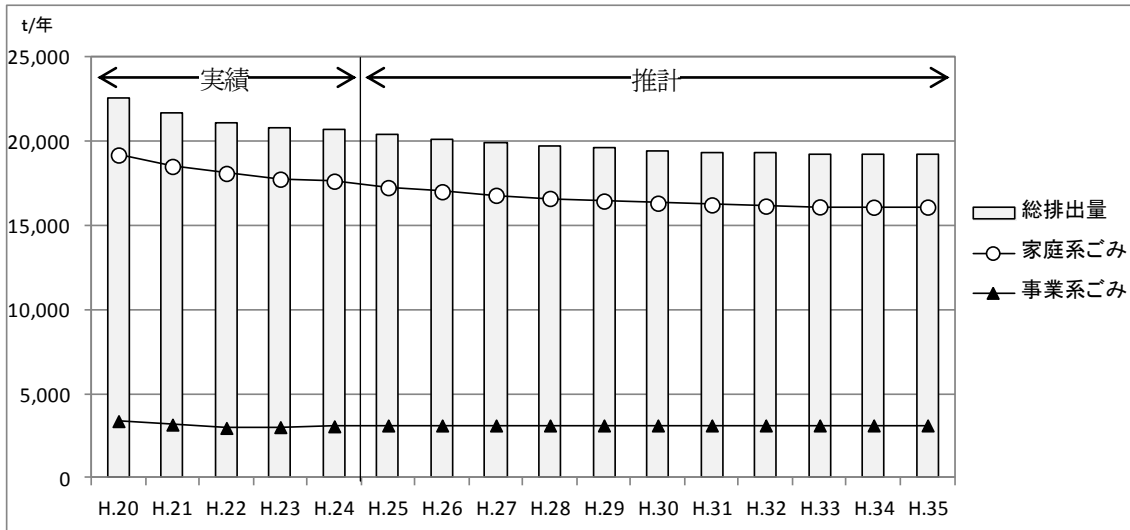


図3-4 総排出量推計結果

表3-4 総排出量推計結果

項目	排出量 (t/年)		H.24に対する増加度 (%)
	H.24 (実績値)	H.35 (推計値)	
総排出量	20,722	19,233	-7.2
家庭系ごみ	17,652	16,110	-8.7
事業系ごみ	3,070	3,122	1.7

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. 基本理念

ごみをめぐる環境が大きく変化の中で、「ごみを如何に減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、循環型社会を構築することを目指し、ごみの発生排出抑制、資源化・再生利用、適正処理（収集・運搬、中間処理、最終処分）の在り方とその施策について、計画を策定していくものとします。以下に本計画の基本理念を示します。

基本理念

3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会

ごみそのものの発生を抑制し、排出されるごみに関しては資源としてとらえ、再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を目指します。

2. 基本視点

基本理念を実現するため、以下に示す視点から本計画を策定します。

基本視点

- 主体性のある計画
国、県、その他の関連する諸計画との整合性を図り、本市の特性を、加味する。
- 市民・事業者・行政連携の計画
市民のニーズと協力のもとに、市民が主体となって推進し、また、市民・事業者・行政間の連携を図る。
- 実行性・実現性のある計画
循環型社会を構築するために実行性と具体性を持たせる。
- 現状の問題点に対応した計画
本市が抱える具体的な問題点の解決に直結する。

3. 基本方針

基本視点をもとに基本理念を実現するため、本市のごみ処理における課題を踏まえ、本計画における基本的な方針を以下のように設定します。

基本方針

- 1. リデュース・リユース・リサイクル(3R)[※]の推進**
 ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみに対しては可能な限りの資源化を行います。
- 2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施**
 排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷の少ない、適正な処理を基本とします。
- 3. 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築**
 不法投棄の防止や地球温暖化への配慮をし、さらに効率的な体制を検討していきます。

※発生抑制：Reduce（リデュース）、再使用：Reuse（リユース）、再生利用：Recycle（リサイクル）の3つで3Rと表現する。リデュース：ごみとなるものを売らない買わない受け取らない。リユース：一度使用して不用になってももう一度使用。リサイクル：循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。

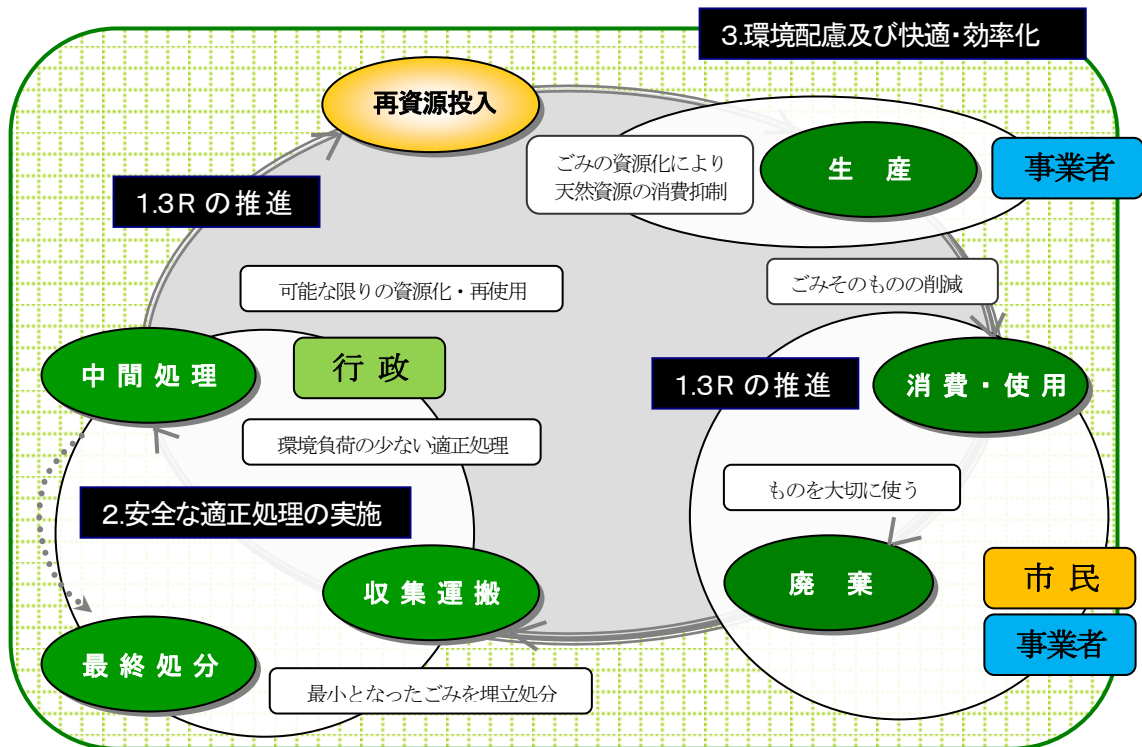


図4-1 環境低負荷型・循環型社会の構築の概念図

4. 計画期間

本計画の期間は、平成26年度を初年度とする平成35年度までの10年間とします。なお、本計画は計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

他の関連計画について表4-1に示します。

表4-1 関連計画

計画名	現状	目標年度	目標(現状に対して)
国の基本方針※	平成19年度	平成27年度	排出量約5%削減 再生利用量約25% 最終処分量約22%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成20年度	平成28年度	排出量9%削減 再生利用量25.9% 最終処分量23%削減

※国の基本方針：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成22年12月 環境省)」

5. 計画処理区域

計画処理区域は本市全域とします。

6. 処理主体

現況におけるごみの分類毎の処理主体を表4-2に示します。なお、当面の間は現状の体制を維持していきますが、今後、本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関と協議し、見直していきます。

表4-2 ごみ分類毎の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 資源化	最終処分
燃えるごみ	排出者	排出者	市及び委託	組合	組合及び委託
燃えないごみ			委託	委託	委託
資源ごみ			市及び委託	委託	委託
プラスチック製 容器包装			市	組合	組合及び委託
粗大ごみ			市及び委託	委託	委託
生ごみ(一部地域)					

※組合：東部知多衛生組合
委託：民間事業者への委託

7. 将来ごみ処理フロー

平成35年度におけるごみ処理フローを図4-2に示します。

東部知多衛生組合において、溶融施設が稼働することに伴い、現在最終処分対象となっている焼却灰が溶融スラグ・メタルとして資源化できる予定です。

なお、今後本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関と協議し、見直していきます。

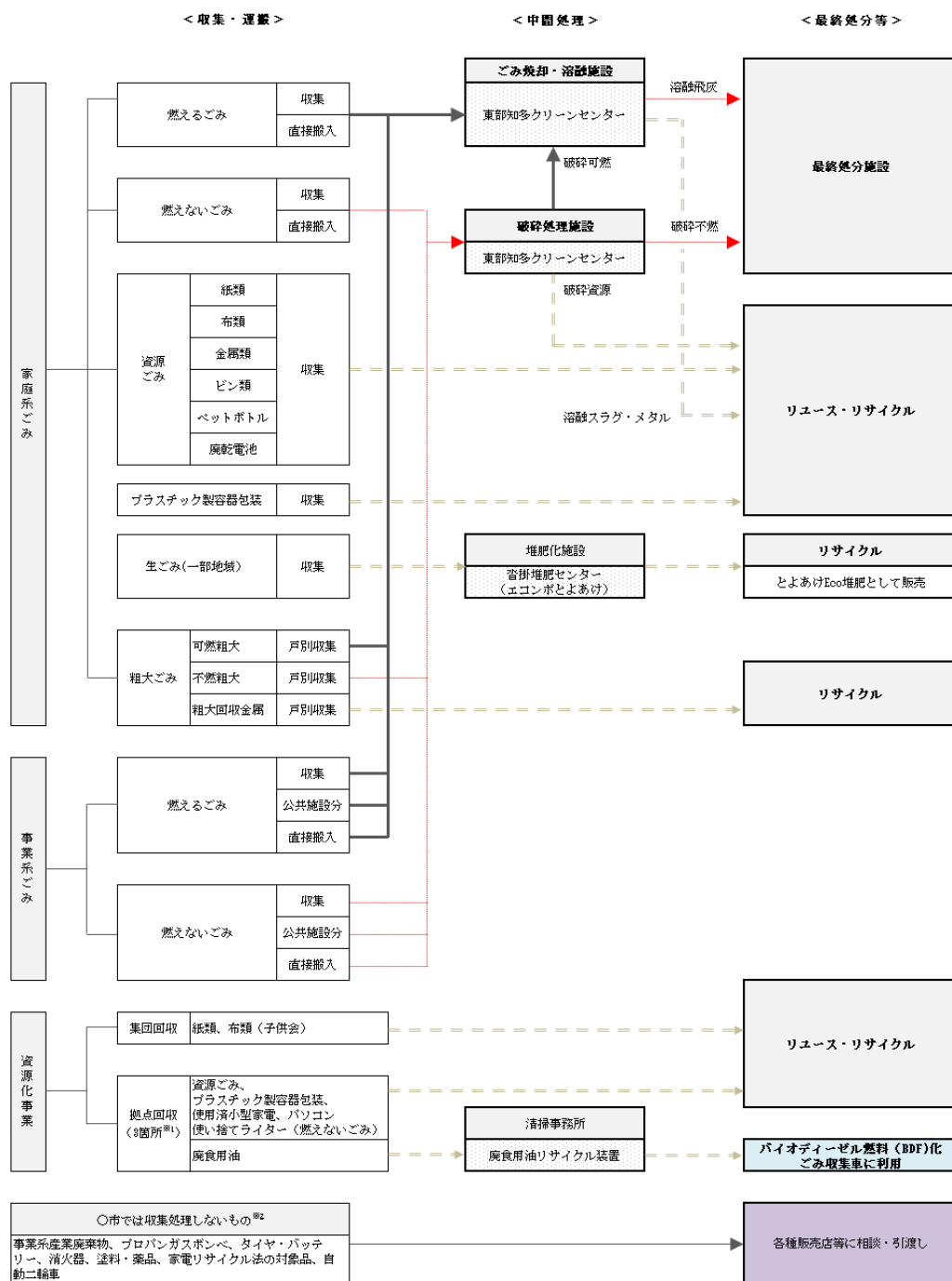


図4-2 将来ごみ処理フロー（平成35年度）

第2節 基本目標

基本方針に基づき基本理念を実現するため、国の基本方針を基とし、本計画における目指すべき具体的目標を以下のように設定します。

第一に、ごみそのものを減らします。

第二に、リサイクルを促進し資源循環を推進します。

第三に、最終的に排出されるごみを減らすこと及びそれでも排出されるごみについては安全かつ適正に処分することとします。

基本目標

① 1人1日当りの排出量を現状(平成24年度)から10%以上減量

家庭系ごみ 707 g/人・日 ⇒ 632 g/人・日 (11%)

事業系ごみ 123 g/人・日 ⇒ 122 g/人・日 (1%)

(事業系ごみ年間排出量 3,070 t/年 ⇒ 2,997 t/年 (2%))

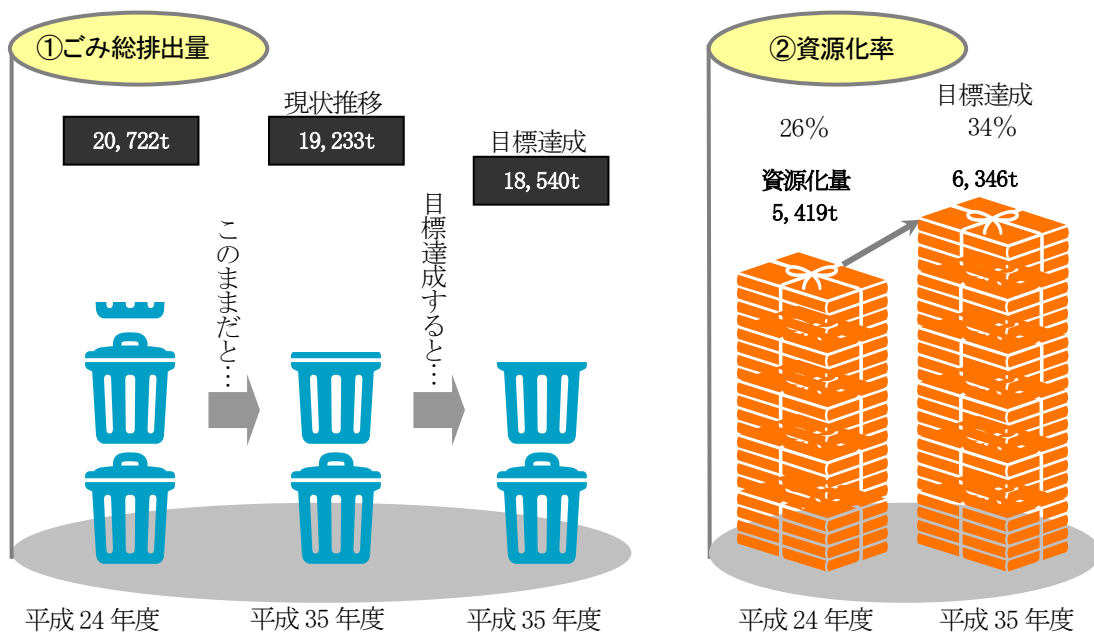
② 資源化率を現状(平成24年度)の26%から30%以上に向上*

資源化率(集団回収含む) 26% ⇒ 34%

③ ごみの最終処分量を現状(平成24年度)から70%以上減量*

最終処分量 2,158 t ⇒ 608 t (72%)

※資源化率及び最終処分量は、東部知多衛生組合における施設整備が整った場合の値



第3節 基本計画

前節にて掲げた基本方針を達成するために実施すべき各施策を検討していきます。

なお、基本方針達成のためには、市民・事業者・行政の役割を明確化して、それぞれの役割分担のもと施策に取り組んでいくことが大切です。

このため、以降の各基本方針では施策毎にそれぞれの役割を区別して掲載します。

1. リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進

1) 発生抑制(リデュース)

市民

1)-1 : 生ごみ堆肥化容器・処理機の使用

各家庭で発生する生ごみを排出しないために生ごみ処理容器・処理機を購入し、自家処理します。

1)-2 : EMIぼかしの利用

生ごみの減量・再資源化のためにEMIぼかしを利用します。

1)-3 : エコ・クッキングの推進

各家庭の台所から発生するごみの量を少なくするため、よりごみの出ない調理方法を実践します。

1)-4 : マイバックの持参

マイバック(買い物袋)等を持参し、過剰包装の抑制、レジ袋の減量を図ります。

1)-5 : 過剰包装商品の購入自粛

過剰包装商品の購入を控え、詰め替え品やリターナブル容器の購入を促進します。

事業者

1)-6 : 過剰包装商品の製造・販売自粛

無駄な包装等をしない商品を製造、販売します。

1)-7 : レジ袋有料化の実施

レジ袋を有料化し、不用な袋の発生抑制をします。

1)-8 : 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出

一定規模以上の事業所は「事業系一般廃棄物減量化計画書」を提出し、減量目標を達成す

るよう努力します。また、中小規模事業所も同計画書の自主的な作成を行います。

行政

1)-9 : ごみ処理の有料化検討

ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じてごみ処理の有料化を検討します。

1)-10 : 生ごみ堆肥化容器・処理機の補助事業

生ごみ収集地域以外の地域は燃えるごみとして排出されていることから、現在休止中の生ごみ処理容器・処理機の補助事業について、再開を検討します。

1)-11 : 具体的な発生抑制につながる PR 活動

広報、パンフレット、説明会、イベントなどを通じ、「ごみを減らさなければいけない理由」や「ごみの現状・問題点」などの情報を明確に伝え、ごみに関する問題意識を共有化します。「ごみとなる不要なものは購入しない、再使用を心がける、ごみは正しく分別し排出するライフスタイルの実践・定着」を誘導します。

<具体例>

- 生ごみ堆肥化方法の紹介
- エコ・クッキングの紹介 など

1)-12 : IT の活用による効果的な情報の提供

市のホームページの充実を図り、簡便な方法による市民の声への素早い対応や適切で効果的な情報の提供に努めることで、市民のごみ減量意識の高揚を図るとともに、Eメール活用により、市民の疑問へ速やかに回答します。

1)-13 : 環境教育の充実

ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していきます。小中学校においては、平成14年よりの「総合的な学習の時間」に、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、そしてリサイクルの流れなど体験型学習を重視したカリキュラムを組むように配慮します。

また、学校だけではなく、大人から子供まで恒常的に環境学習を受けることができる生涯学習の場の創設を検討します。

<具体例>

- 資源ごみ説明会の実施
- 出前講座の開催
- エコ・クッキング教室の開催
- リサイクルプラザ的施設の整備

1)-14：事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請

事業者に対し「事業系一般廃棄物減量化計画書」の提出の要請や事業者団体との協議及び協力要請を積極的に実施していきます。

1)-15：各種団体とのパートナーシップ

行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO 団体との協議や連携を進め、ごみ減量やリサイクル利用を促進するため、グリーンコンシューマー※活動の普及を図ります。

※グリーンコンシューマー：買い物をする際に「必要なものだけ買う、ごみになるものは買わない、使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ、環境対策に積極的な店やメーカーを選ぶ」等を念頭において行動する消費者のこと。

2) 再使用（リユース）

市民

2)-1：リサイクルショップ・ネットオークション等の活用

家庭内で不用になったものはリサイクルショップやネットオークション等を活用して再使用します。

2)-2：不用品登録制度の活用

市で実施している不用品登録制度を利用して、いらなくなったものを再使用します。

事業者

2)-3：商品の長寿命化

使い捨て商品でなく何度も修理できる商品をつくる努力をします。

行政

2)-4：市民参加型イベントの開催

市主催の説明会など市民参加型の啓発イベントを開催し、再使用を促進します。

2)-5：不用品登録制度の推進

不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを継続的に実施し、積極的に市民に周知していきます。

2)-6：学生服や自転車などリユース促進

学生服や自転車などリユースしやすく、需要のあるもののリユース促進を検討します。

3) 再生利用（リサイクル）

市民

3)-1：資源ごみの分別徹底

現状では、資源ごみが燃えるごみや不燃ごみの中にも含まれていることから、分別排出を徹底します。特にプラスチック製容器包装や紙製容器包装は分別が分かりづらいため、注意して排出します。

3)-2：生ごみの分別収集

現状では、生ごみが燃えるごみの中にも含まれていることから、分別排出を徹底します。

3)-3：子供会による集団回収への参加

子供会において古紙類、紙製容器包装、布類の回収が実施されており、積極的に参加します。

事業者

3)-4：資源ごみ回収協力店による資源回収推進

現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、食品トレイや牛乳パックなどを資源ごみ回収協力店舗において拠点回収しています。今後、回収制度の強化を図るとともに、資源ごみ回収協力店舗の利用を消費者に推奨し、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指します。

行政

3)-5：資源ごみ分別方法の周知

分別精度及び回収率の向上を図るため、説明会の実施や分別表・広報・市ホームページなどにより、市民へ分別の周知徹底を行います。また、分かりやすく分別方法を記した分別マニュアル（仮称）の作成・配布するとともに分別マニュアルのビデオを活用していきます。

<具体例>

- プラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別方法の周知
- 広報でのごみ分別が優良な地域の紹介 など

3)-6：行政回収団体及び子供会への支援

現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源を自主回収する団体に対して奨励金を交付しています。今後も継続し、更なる資源化を図っていきます。さらに、その他の資源物についても資源として回収するため、集団回収奨励制度の対象品目の検討を行います。

す。また、広報や市ホームページによる集団回収に関する情報の定期的な掲載等により、積極的な支援を行います。

3)-7：使用済小型家電のリサイクル

平成24年度から使用済小型家電、平成25年度からパソコンを拠点回収・リサイクルしており、引き続き回収を実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。

3)-8：廃食用油のリサイクル

平成20年度から廃食用油の拠点回収・バイオディーゼル燃料化を実施しており、引き続き回収を実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。

3)-9：粗大ごみ解体による資源分別の継続

現在、清掃事務所において、収集した粗大ごみから資源として金属類を解体分別収集しています。今後も引き続き、金属類を資源として解体分別を実施します。

2. 環境保全に配慮した快適で適正なごみ処理の実施

1) 収集・運搬システムの適正化

行政

1)-1 : 収集・運搬方法の適正化

計画収集区域は豊明市全域とし、市ホームページや広報等の意見募集等による市民の意向を勘案しつつ、分別区分や収集頻度、収集形態の見直しなどを行い、収集運搬方法の適正化を図ります。

1)-2 : 適正排出指導の実施

ごみ出しマナーの悪い排出者に対して適正排出に向けての指導を行うほか、多量排出事業者に対しても減量のための指導を行います。

1)-3 : ごみステーションの適正な管理の促進

各家庭からのごみの排出と市による収集の接点として重要な位置を占めるごみステーションの設置・維持・管理に関して、市民と市がともに責任をもって、清潔・安全かつ適正なごみステーションの管理体制の維持を図っていきます。

1)-4 : 自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討

これからは、更なる高齢社会が見込まれることから、高齢者や障がい者のためのごみの出しやすい環境を整備する必要があります。そこで、本市では、自力でごみ出しをすることが困難な市民に対して自宅玄関先まで訪問収集するなどの支援策を検討します。

2) 中間処理システムの適正化

行政

2)-1 : 新たな中間処理施設の整備

減量化・資源化を考慮したごみの適正処理体制の構築を展望し、資源・エネルギーの再使用・有効利用、並びに徹底した最終処分量の減量・減容化を図るため、次の施設について東部知多衛生組合及び組合構成市町とともに検討します。

①焼却+灰溶融施設・ガス化溶融施設（焼却・溶融→減量・減容・余熱利用・再使用）

処分対象量の減量・減容化を図るために、東部知多衛生組合において灰溶融施設を整備し、溶融スラグ、メタル、溶融飛灰の再資源化を図ります。

②粗大ごみ処理施設（破碎・選別→減量・減容・再使用）

処分対象量の減量・減容化を図るために、東部知多衛生組合において粗大ごみ処理施設を整備し、資源化物の再資源化を図ります。

2)-2：中間処理に伴うエネルギー回収・利用

更新する焼却施設において積極的に熱エネルギーの有効利用を図ります。

2)-3：環境保全対策の継続

環境保全対策については引き続き適正に維持管理していきます。また、現有施設の更新時にも今後、ますます強化される規制基準等を遵守できる公害防止設備を備えるものとし、稼動に際しては、規制物質等を定期的にモニタリングすることにより、二次公害防止に努め、地域住民の生活環境の快適性を図ります。

3) 最終処分システムの適正化**行政****3)-1：適正な最終処分**

最終処分場は、自区内処分の原則から、東部知多衛生組合構成地域内での計画的な処分場の確保を図り、生活環境に影響の少ない処分場整備の研究・検討を東部知多衛生組合及び組合構成市町とともにしていきます。以下に最終処分の方法について示します。

①最終処分の対象物

組合の最終処分の対象としては次のものを想定します。

- ・焼却施設から発生する焼却残渣
- ・粗大ごみ処理施設から発生する破碎不燃物
- ・粗大ごみ処理施設での処理が困難な不燃物

②最終処分の方法

灰溶融施設等の焼却残渣再使用のための施設が整備されるまでの間は、上記のすべてを埋立処分とし、溶融施設が整備された後は、溶融処理が困難な廃棄物のみ埋立処分とします。

3)-2：新たな最終処分場の整備

東部知多衛生組合において新たな最終処分場を整備します。

4) その他の処分システムの適正化



行政

4)-1 : 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、医療系ごみ、水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、市としては収集処理を行わないものとしませんが、その適正な処理方法についての周知を図っていきます。

4)-2 : 災害ごみの対応

本市は、平成14年4月に東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、災害時の衛生環境の確保を目的に廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれき・し尿の処理など適切な廃棄物処理体制の整備に努めます。

3. 環境に配慮した適正で効率的なごみ処理社会の構築

1) 環境保全の監視

市民

1)-1 : ごみ問題への意識向上

各町内単位でごみの分別・減量やリサイクル、環境美化・不法投棄防止等に対して1人1人が積極的に取り組み、地域での理解拡大を目指します。

1)-2 : イベントや講演会への参加

ごみ問題を取り上げたイベントや講演会などに参加します。

1)-3 : 530運動への参加

市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉に実施します。

行政

1)-4 : 不法投棄防止のためのパトロールの実施

不法投棄の防止や回収を行うためにパトロールを実施します。

1)-5 : 530運動の展開

市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉清掃を実施します。

1)-6 : 地球温暖化防止への配慮

収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階で温室効果ガスが発生することから、収集・運搬については本市が、中間処理・最終処分については東部知多衛生組合が現状を把握し排出量削減に向けて努力します。

2) 計画推進・管理システムの効率化



行政

2)-1 : 行政関連部署との連携

行政において、ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正かつ効率的なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつと位置付けられます。他の関連部署の連携、協力、理解を得ながら、円滑に事業の推進を図ります。

2)-2 : 拡大生産者責任の導入促進

現在施行されている容器包装リサイクル法などの制度においては、収集・運搬にあたる行政の負担が大きくなっています。そこで、ごみの発生源である事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化などにおいて拡大生産者責任を課し、事業者のリサイクル促進の取り組みを促す制度について研究・検討を行います。

2)-3 : 全体としての調整役の推進

市民・事業者・行政の3者協働を図るためには、全体の調整役となる行政の役割が非常に重要です。廃棄物処理に関しては計画や目標を設定し、市民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物のごみ減量計画書に基づく指導や活動支援などを行うといった幅広い役割を果たし、さらには市民・事業者・行政がともに協働する体制を整備することにより、資源循環型社会の一層の推進を図ります。

2)-4 : 財政支出の合理的運用

計画期間における処理等事業費は多額となることから、財政に占める位置づけを明確にし、関係者の合意を得ながら、円滑な事業運営の推進を図る必要があります。また、経常経費の伸びを抑制するため、施設更新時にはPFI方式の導入など、財政支出の合理的運用を検討します。また、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化の検討を行います。

2)-5 : 新たなごみ処理技術への対応

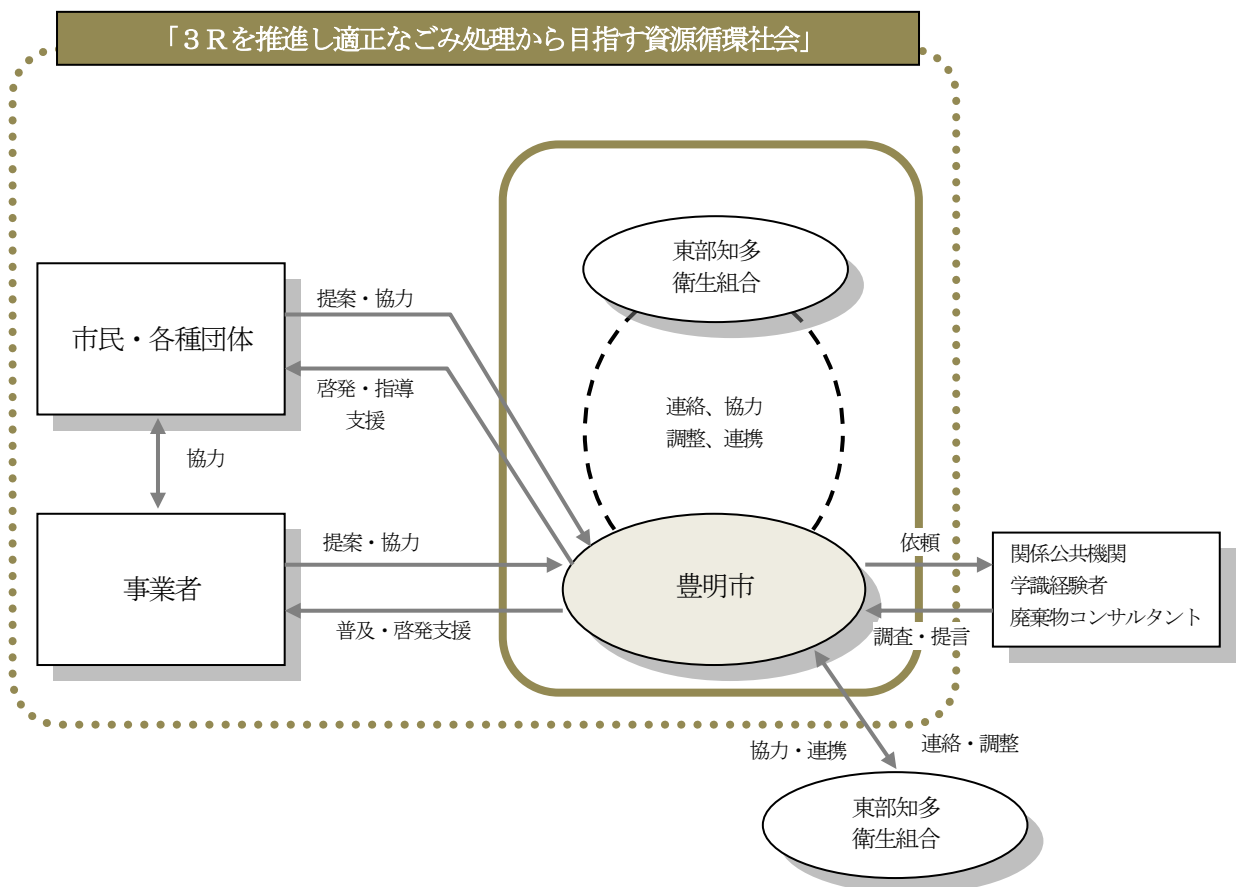
近年、複雑化するごみの処理に対応して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した様々な技術革新が行われています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査研究を進めます。

第4節 計画の推進

本計画は、ごみの減量と排出されたごみを最大限に資源化するとともに、可能な限り環境負荷の少ない処理を基本方針とし、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理の在り方ではなく、市民と事業者も一体となった取組みが必要です。このため、市民・事業者・行政が本計画の基本理念や基本目標、ごみ処理の現状などを共有化し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みが必要となります。

また、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者に公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていきます。以下に、計画管理及び実施の概念を示します。



第5節 目標達成ケースの将来予測

1. 推計ケース

将来のごみ排出量の見通しは、施策の実施の有無で大きく2つのケースに分かれます。1つは現行施策のみをそのまま維持継続した場合で、これを「現状推移ケース」と呼びます。もう1つは、今後、現行施策に加え新施策を実施した場合で、これを「減量目標達成ケース」と呼びます。現状推移ケースは第3章に示しました。

2. 目標の設定根拠

今後実施していく減量・リサイクル方策毎に達成可能な設定目標及び設定根拠を表4-3に示します。

表4-3 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

施策		削減対象	資源化対象	目標年度 (平成35年度) 削減・資源化目標	削減・資源化根拠	
家庭系 ごみ	発生抑制	生ごみ堆肥化容器・処理機の使用	燃えるごみ (収集)	—	5%削減	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、生ごみは全体の約25%を占めています。堆肥化容器・処理機の普及、エコアクションの推進により燃えるごみ中の生ごみを20%削減します。
		エコ・クッキングの推進				
	過剰包装商品の購入自粛	プラスチック製容器包装	—	5%削減	目標年度(平成40年度)に過剰包装商品の購入自粛を市全体の50%に周知徹底し、1世帯あたり10%の削減を目指します。	
		紙製容器包装	—	5%削減		
	再使用	リサイクルショップ・ネットオークション・不用品紹介制度の利用	燃えないごみ (収集)	—	5%削減	電化製品や家具などの不燃ごみ・粗大ごみとして排出されるもので、使用可能なものは再利用するように周知徹底し、不燃ごみ・粗大ごみからそれぞれ5%削減を目指します。
			粗大ごみ	—	5%削減	
	再生利用	資源ごみの分別徹底 集団回収への参加	燃えるごみ (収集)	プラスチック製容器包装	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、プラスチック製容器包装は全体の約5%を占めています。資源化可能なものは分別徹底を行い、燃えるごみ中のプラスチック製容器包装を20%資源化します。
				紙製容器包装	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、紙製容器包装は全体の約5%を占めています。資源化可能なものは分別徹底を行い、燃えるごみ中の紙製容器包装を20%資源化します。
			紙・布類	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、紙・布類は全体の約10%を占めています。資源化可能なものは分別徹底を行い、燃えるごみ中の紙・布類を10%資源化します。	
		生ごみの分別収集	燃えるごみ (収集)	生ごみ	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、生ごみは全体の約25%を占めています(この内、生ごみ収集対象世帯は8,000世帯で市全体の世帯数の3割程度です)。分別せずに燃えるごみとして排出している生ごみ収集世帯の中から10~15%の生ごみを分別収集するように周知徹底します。
使用済小型家電のリサイクル						燃えないごみ (収集)
事業系 ごみ	発生抑制	ごみ減量計画書の作成	燃えるごみ (許可収集)	—	5%削減	燃えるごみから5%削減を目指します。
中間処理	再生利用	灰溶融施設の整備	焼却処理	スラグ・メタル	焼却処理量の 9.52%を資源化	焼却灰排出量(飛灰固化物除く)の全量をスラグ・メタルとして資源化します。

3. 目標達成ケースのごみ排出量・処理量の見込み

減量目標が達成された場合（減量目標達成ケース）のごみ排出量の推計を図4-3及び表4-4に示します。計画目標年度におけるごみ排出量は18,540t/年と見込まれます。

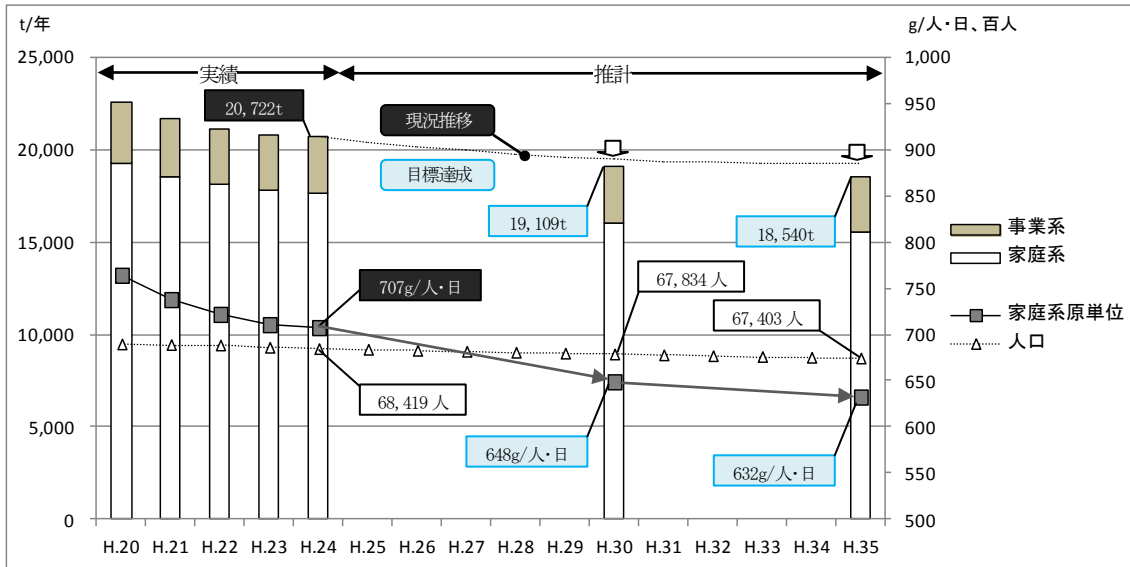


図4-3 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

表4-4 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

項目	平成24年度 (実績値)	平成35年度(推計値)			
		現況推移 ケース	平成24年度 に対する増 加度(%)	減量目標達 成ケース	平成24年度 に対する増 加度(%)
人口(人)	68,419	67,403 (-1.5%)			
家庭系原単位(g/人・日)	706.9	654.8	-7.4	631.8	-10.6
家庭系ごみ(t/年)	17,652	16,110	-8.7	15,543	-11.9
事業系ごみ(t/年)	3,070	3,122	1.7	2,997	-2.4
総排出量(t/年)	20,722	19,233	-7.2	18,540	-10.5

また、減量目標が達成された場合（減量目標達成ケース）の処理量の推計を図4-4及び表4-5に示します。焼却量、最終処分量及び資源化率はそれぞれ 13,300t/年、608t/年、34%となります。

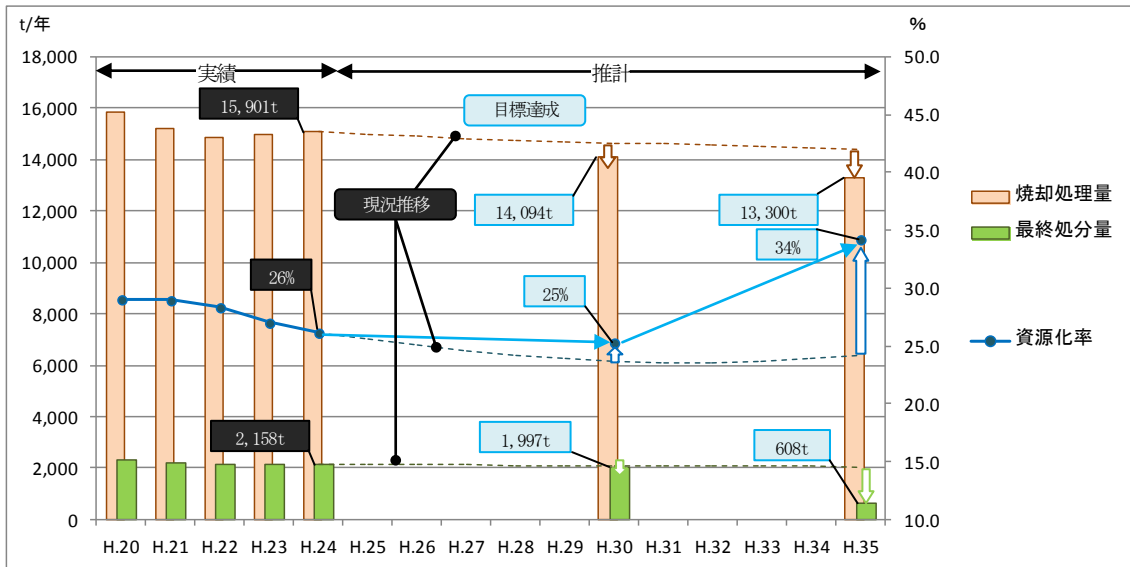


図4-4 目標達成時におけるごみ焼却量及び最終処分量、資源化率

表4-5 目標達成時におけるごみ焼却量及び最終処分量、資源化率

項目	平成24年度 (実績値)	平成35年度(推計値)			
		現状推移 ケース	平成24年度 に対する増 加度 (%)	減量目標達 成ケース	平成24年度 に対する増 加度 (%)
焼却処理量 (t/年)	15,901	14,405	-9.4	13,300	-16.4
最終処分量 (t/年)	2,158	2,042	-5.4	608	-71.8
資源化率 (%)	26.2	24.1	-	34.2	-